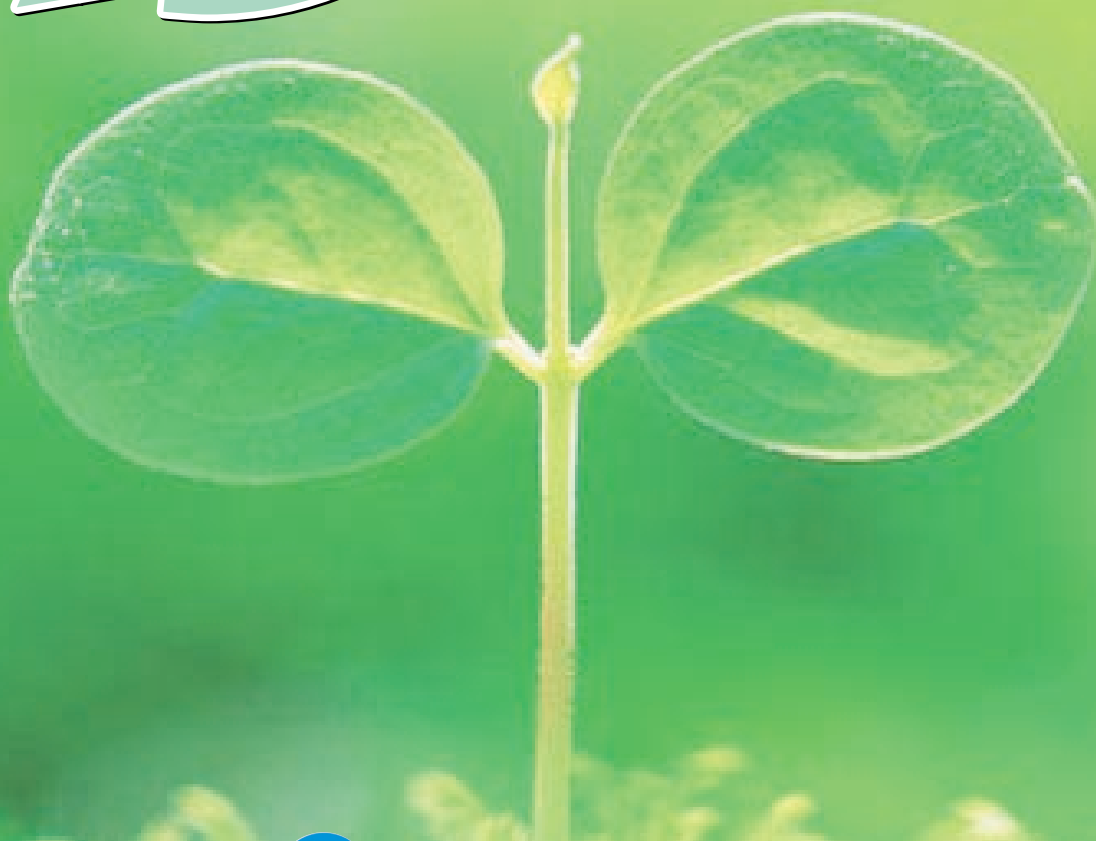


早わかり

資源有効利用促進法



財団法人クリーン・ジャパン・センター

目 次

I．資源有効利用促進法制定の背景

1．循環型社会形成の推進のための法体系	2
2．環境制約	4
3．資源制約	4
4．環境問題とマテリアルバランス	4
5．循環経済ビジョン	6
6．廃棄物の減量化目標	8

II．資源有効利用促進法

第1章 法律の概要	10
1．制定の経緯	10
2．目的と仕組みの概要	11
3．基本方針	15
4．関係者の役割と責務	16
5．各措置毎の製品および業種	18
6．製品・副産物対策	19
第2章 対象業種および製品と事業者の果たすべき事項	20
1．特定省資源業種	20
2．特定再利用業種	23
3．指定省資源化製品	26
4．指定再利用促進製品	29
5．指定表示製品	33
6．指定再資源化製品	37
7．指定副産物	40
第3章 罰則（行政措置）	43

III．3Rの事例

1．家電製品	44
2．パソコン	45
3．複写機	46
4．自動車	47
5．PETボトル	48
6．鉄鋼業	49
7．建設業	50

IV．その他

1．産業構造審議会産業廃棄物リサイクル小委員会「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」	51
2．支援制度	52

はじめに

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）は平成12年6月に制定され、翌13年4月に施行されました。この法律は平成3年に制定、施行された再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）の改正法として、制定されたものです。また、平成11年7月、産業構造審議会は「循環経済ビジョン」を答申しました。大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会から脱却し、環境と資源の制約のもとで持続的成長を達成するためには、従来の廃棄物・リサイクル対策を抜本的に変革することが必要であると提案しました。従来は発生した廃棄物のリサイクル（原材料としての再利用）を施策の中核としていましたが、これに加えて、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）に力を入れること、3Rの実行を要請しています。

このような背景のもとに資源有効利用促進法は制定されました。この法律では、リデュース、リユース、リサイクルを総合的に進めるために特定省資源業種、指定再利用促進製品等、7つのスキームにより対策を講じる仕組みになっています。また、3Rの取組が必要となる製品や業種は政令で指定し、それらの事業者が取り組むべき具体的な内容は省令で定めることとなっています。これらの規定により多くの業種および製品の3Rが促進されるようになります。

財団法人クリーン・ジャパン・センターは設立以来27年になりますが、今日まで一貫して再資源化技術開発、廃棄物・リサイクル関連調査を業務として実施して参りました。廃棄物・リサイクルー今日的用語によれば3Rをめぐる主要テーマについての情報提供も当センターの業務の一つです。昨年に引き続き、今年度も経済産業省の補助事業の一環として、循環型社会実践のために中心的役割を担う「資源有効利用促進法」の分かり易い解説パンフレットを作成いたしました。このパンフレットの作成に際し、経済産業省からご指導を頂いたことを申し添えますとともに、「早わかり資源有効利用促進法」が3Rに取り組まれる方々にとって一助となれば幸いです。

I. 資源有効利用促進法制定の背景

1 循環型社会形成の推進のための法体系

平成12年の通常国会において循環型社会の形成に向けた次の6つの法律が制定または改正されました。循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法（再生資源利用促進法の改正）、廃棄物処理法の改正、建設資材リサイクル法、食品リサイクル法およびグリーン購入法です。平成3年の再生資源利用促進法の施行以来の10年にわたる廃棄物減量、リサイクル促進についての経験と施策を総括し、21世紀の最大の課題の

図-1 循環型社会の形成の推進のための法体系

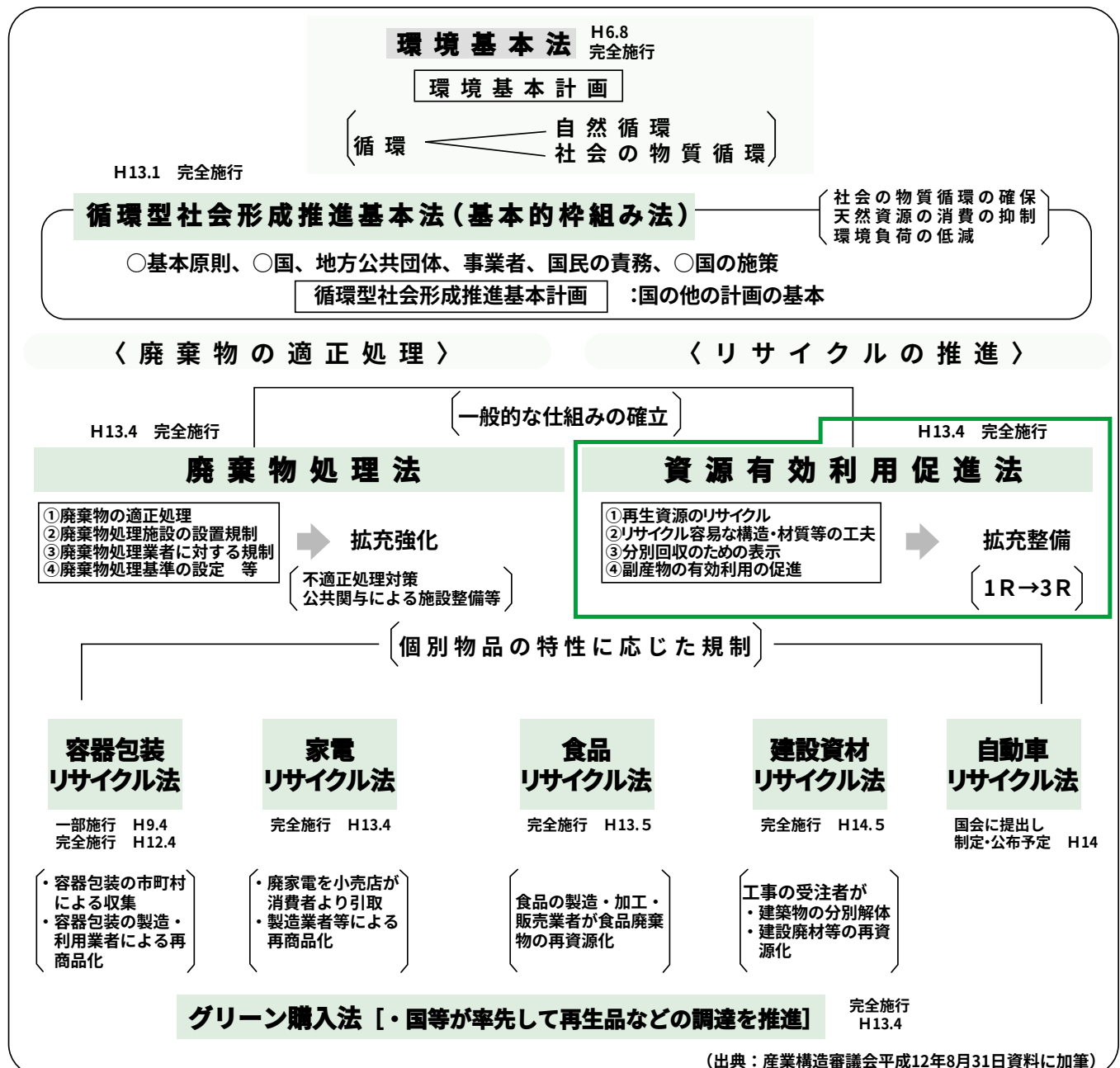
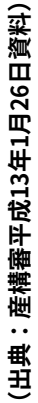


図-2 資源有効利用促進法による新たなスキーム



2 環境制約

- ・産業廃棄物の排出量は年間4億トン、最終処分量は年間0.5億トン（平成11年度実績）
- ・廃棄物の最終処分場は逼迫
- ・最終処分場の残余年数は平成11年度末に全国で3.7年、首都圏で1.2年

（出典：環境省ホームページ）



経済活動から排出する廃棄物を極小化する必要

3 資源制約（鉱物資源の枯渇）

鉱物資源の推定可採年数：銅56年、鉛43年、亜鉛62年

（出典：産構審平成12年6月28日資料）



経済活動に使用する資源を極小化する必要

4 環境問題とマテリアルバランス

我が国が昭和30～40年代に体験した公害問題は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・震動・悪臭など地域環境に関連する問題でした。また、昭和30年代後半からの高度成長期の資源・エネルギー浪費に対し当時すでに批判が寄せられていましたが、昭和48年の石油危機（第一次）は資源と成長の関係について認識をたかめることとなりました。これらの諸現象は成長における公害、廃棄物の増加、資源・エネルギーの浪費の三つの歪みといえます。

公害、廃棄物、資源の諸問題は地域を越え、国境を越えて拡散し、地球規模になり、深刻化しています。

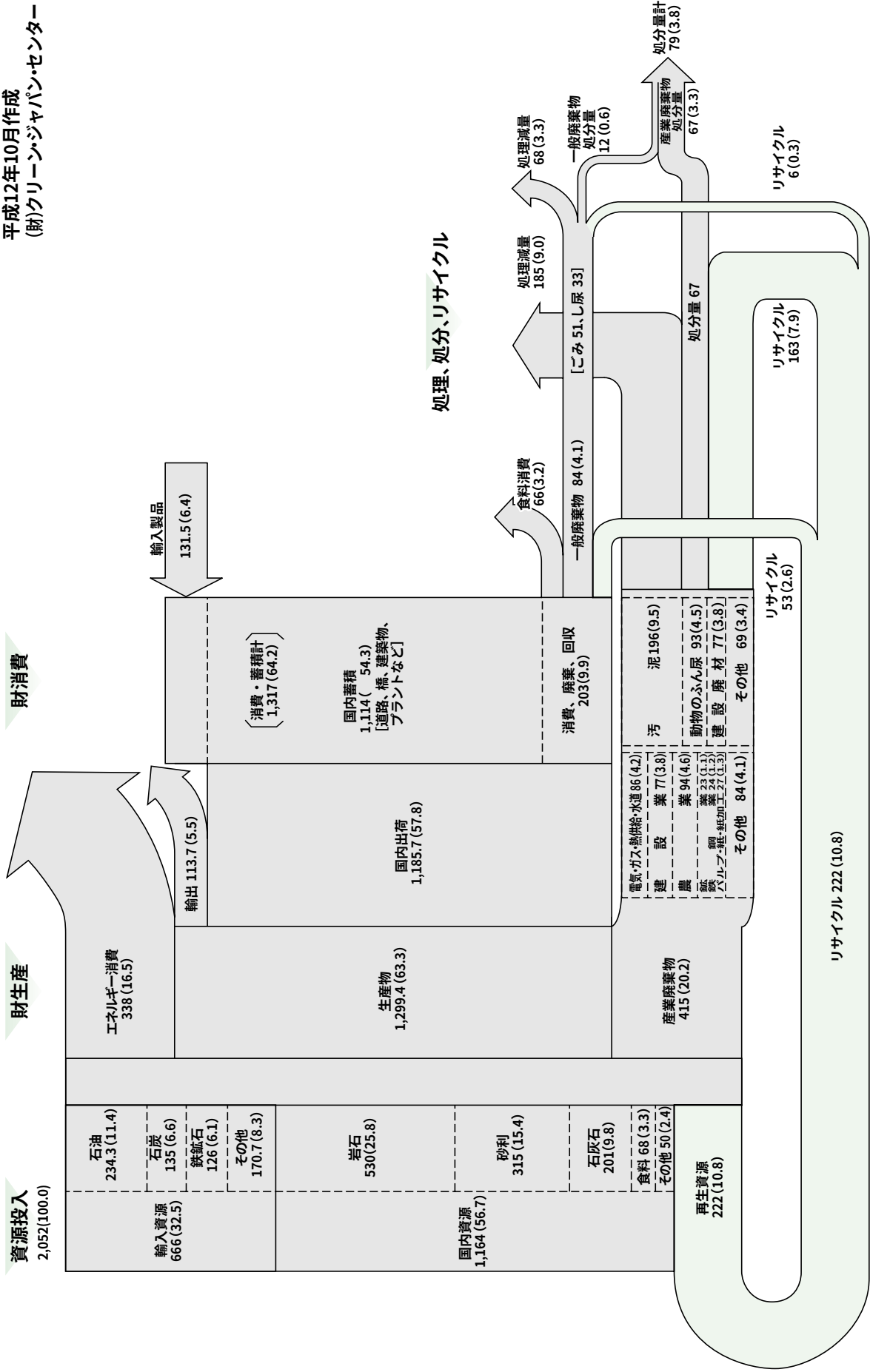
図－3は我が国の現在の環境問題を天然資源の投入、リサイクル・廃棄などのマテリアルフローの観点から整理したものです。資源投入の総量は21億トン、そのうち輸入は33%と多く、国内資源は岩石、砂利など土木建設資源を主体として57%を占めています。これらの資源は枯渇の危機を迎えており、資源採取に伴う自然破壊は社会問題になっています。資源投入量の中、リサイクル資源はわずか11%です。

図-3 日本のマテリアルバランス（平成9年）

単位：百万トン／年

注：（ ）内は資源投入量に対する割合 %

平成12年10月作成
(財)クリーン・ジャパン・センター



平成11年7月に、産業構造審議会（経済産業大臣の諮問機関）により「循環型経済システムの構築に向けて（循環経済ビジョン）」と題する報告書が取りまとめられました。この「循環経済ビジョン」は最終処分場の逼迫やダイオキシンにみられる環境問題に対する国民的な議論の高まりを受け、1年にわたる審議を経て取りまとめられ、我が国の21世紀の最大の課題である循環型社会の形成に向けて、ビジョンと具体的施策を提言したものです。この提言を受けて、資源有効利用促進法等の制定が行われました。

1. 循環型経済システムの在り方

(1) 環境・資源制約は、21世紀における我が国の持続的発展の最大の課題

- ①最終処分場の制約：処分場残余年数 一般廃棄物8.5年、産業廃棄物3.0年
- ②資源の制約等：鉱物資源等の将来的な枯渇の可能性、地球環境問題、有害化学物質等

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却

→ 循環型経済システムの構築が急務

(2) 循環型経済システムとは何か？（環境と経済の統合）

- ①資源・エネルギー効率の最大化（投入・排出の最小化）
- ②事業者・消費者・行政のパートナーシップ（社会全体としての便益の最大化）
- ③新たな産業技術体系の確立（循環型技術体系の確立）
- ④環境関連産業の進展（新規産業フロンティアの開拓、企業の競争力強化）

2. 循環型経済システムの構築に向けた我が国の廃棄物・リサイクル対策の再構築

今後の取組の基本的考え方

(1) 「何」について対策を講ずるか？

- 今まで以上に広い分野について対策を講ずる必要があり、対象の「排出量」「含有資源の有用性」「処理困難性」の高い分野について優先的に取り組む

(2) 「どのような」取組を行うことが必要か？

- 1R（Recycle）から3R（Reduce：廃棄物の発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化、再利用）へ

(3) 「誰が如何なる役割を担う」か？

- 製品・サービスの市場への供給者であるとともに製品のライフサイクル全般を通じて環境対応活動を行う能力を有する事業者の役割は大。また、市場において消費選択を行うとともに、自らが排出者である消費者の役割も重要
- 市場における不可欠のプレーヤーである事業者、消費者に、国・地方自治体を加えた各関係主体が各々の担うべき役割を果たすことが必要
- ルール化が必要な場合には、分野ごとの特性を踏まえつつ、システム全体の実効性・効率性を最大化するよう、事業者、消費者、国・自治体の適切な役割分担を設定することが必要

3. 今後の課題と政策対応

(1) リサイクル対策の抜本的強化に向けた政策対応

- ① リサイクルの取組促進のための枠組の検討：再生資源利用促進法の指定製品の追加（リサイクル容易な製品設計の義務づけ、分別のための表示の義務づけ及び運用強化）、産構審ガイドラインの充実
- ② リサイクルの取組に対する支援：リサイクル関連施設整備の支援及び関連産業の起業支援、リサイクル製品市場の整備及び創出

(2) リデュース・リユース対策の本格的導入に向けた政策対応

- ① リデュース・リユースの取組促進のための枠組みの検討：産構審ガイドラインへの導入、強化。法的枠組みの必要性の検討
- ② リデュース・リユースの取組に対する支援：リデュース・リユース関連施設導入・整備の支援及び関連産業の起業支援。リデュース・リユース関連市場の整備及び創出

(3) リサイクル・リデュース・リユース対策の共通の課題と対応

- ① 積極的な情報開示：事業者による積極的な情報提供、国による情報提供基盤の整備等
- ② 業種間連携の積極的推進：素材産業と加工組立産業の連携等
- ③ 技術開発：リデュース・リユース技術等
- ④ 制度的障害の除去：廃掃法の規制緩和等
- ⑤ 地方公共団体による取組の促進：一般廃棄物の有料化の導入、情報開示等

4. 個別業種・製品の課題・対策（II. 第2章参照）



6

廃棄物の減量化目標（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）

平成11年9月、産業構造審議会はダイオキシン対策に関する種々の対策を決定しました。その中で、廃棄物の減量化の目標量が示されました。一般廃棄物、産業廃棄物別に排出量の削減、再生利用の増加、中間処理による減量、最終処分量の削減が示されています。中でも最終処分量を早急に減量化する必要性から、**一般廃棄物も産業廃棄物も、2010年度までに1996年度実績を半減化させる目標量**が設定されました。

1) 一般廃棄物の減量化の目標量

(百万トン／年)

年 度	平成8年度	平成17年度(中間目標年度)	平成22年度(目標年度)
排出量	53 ^{※1}	52	50
再生利用量	5.5	10	12
中間処理による減量	34	34	32
最終処分量	13	7.7	6.5
(参考) 焼却量	40	37	34

(出典：平成11年9月ダイオキシン対策関係閣僚会議)

※1. 平成11年8月厚生省調べ
計画収集・直接搬入・自家処理量＋集団回収量

2) 産業廃棄物の減量化の目標量

(百万トン／年)

年 度	平成8年度	平成17年度(中間目標年度)	平成22年度(目標年度)
排出量	426 ^{※2}	460	480
再生利用量	181	219	232
中間処理による減量	185	202	216
最終処分量	60	39	31
(参考) 焼却量	18	14	14

(出典：平成11年9月ダイオキシン対策関係閣僚会議)

※2. 平成11年2月厚生省調べをもとに、ダイオキシン対策関係閣僚会議が推計した量

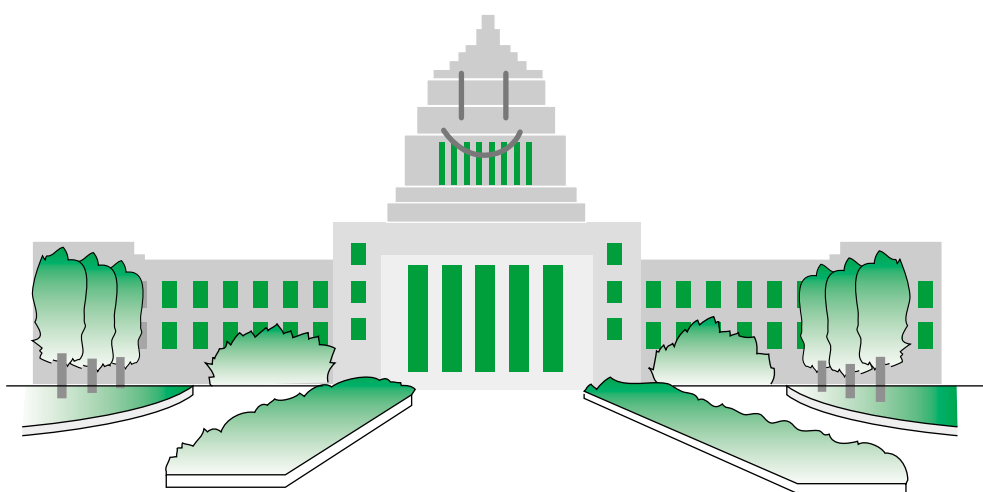


Ⅱ．資源有効利用促進法

第1章 法律の概要

1 制定の経緯

平成11年7月15日	産業構造審議会地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会合同基本問題小委員会が「循環型経済システムの構築に向けて」と題する報告書を公表
平成12年3月17日	再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定
6月7日	再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布
平成13年1月26日	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において「資源有効利用促進法の施行に向けて」と題する報告書を取りまとめ
3月22日	再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布
3月28日	資源有効利用促進法に基づく58の関係省令及び基本方針の公布
4月1日	施行



2 目的と仕組みの概要

図－4 にこの法律の概要を一覧表として表示します。この法律の目的と仕組みは次の通りです。

(1) 目的

わが国が持続的に発展していくためには、環境制約・資源制約が大きな課題となっており、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムから、早急に循環型経済システムに移行せねばなりません。これまで「再生資源利用促進法」により紙やガラスびん等の再利用（リサイクル）、再利用配慮設計、分別回収を容易にする識別表示等の対策が行われてきました。

本法は①事業者による製品の回収・再利用の実施等リサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指すものです。

(2) 仕組み

①主務大臣（事業所管大臣および環境大臣）

- 1) 使用済物品等および副産物の発生抑制
- 2) 再生資源および再生部品の利用

による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針を策定。

②関係者の責務

- 1) 事業者：廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化・再利用（リサイクル）の促進
- 2) 消費者：製品の長期使用、再生品の利用、等
- 3) 国・地方公共団体：資金の確保、グリーン調達、技術振興、等

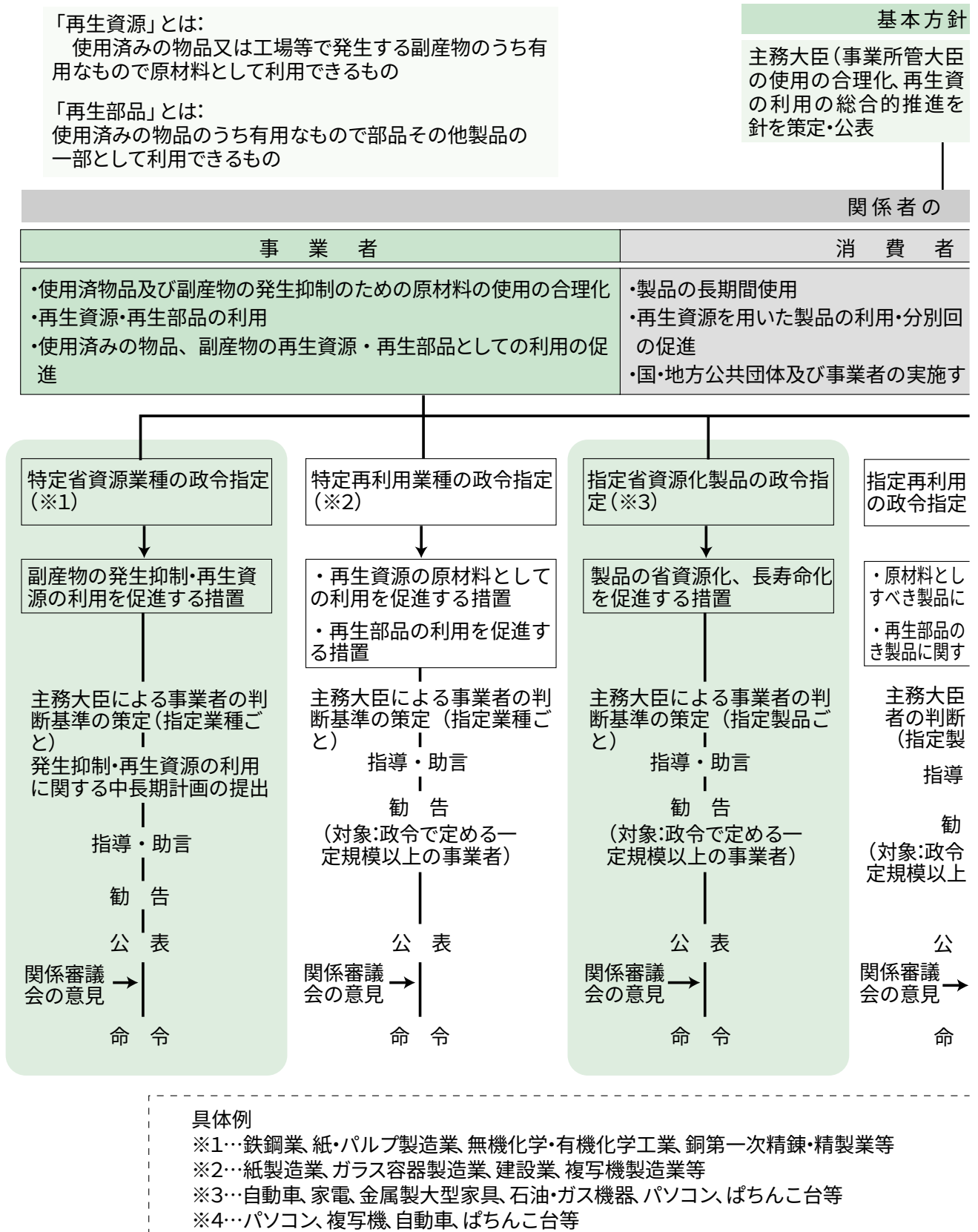
③下記の業種および製品を政令により指定

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ・ 特定省資源業種 | （副産物の発生抑制とリサイクルを行うべき業種） |
| ・ 特定再利用業種 | （原材料としての再利用を行うべき業種、部品等の再使用を行うべき業種） |
| ・ 指定省資源化製品 | （省資源化・長寿命化の設計等を行うべき製品） |
| ・ 指定再利用促進製品 | （リサイクルし易い設計等を行うべき製品） |
| ・ 指定表示製品 | （分別回収を容易にする識別表示を行うべき製品） |
| ・ 指定再資源化製品 | （事業者による回収・リサイクルを行うべき製品） |
| ・ 指定副産物 | （原料としての再利用を行うべき副産物（電気業・建設業のみ）） |

指定された業種および製品について、事業者が取組むべき対策「判断の基準」あるいは「表示の標準」を省令により規定。

④事業者に対する指導・助言および勧告、公表、命令

図-4 資源の有効な利用の



促進に関する法律の概要

等)は、資源
源・再生部品
図るための方

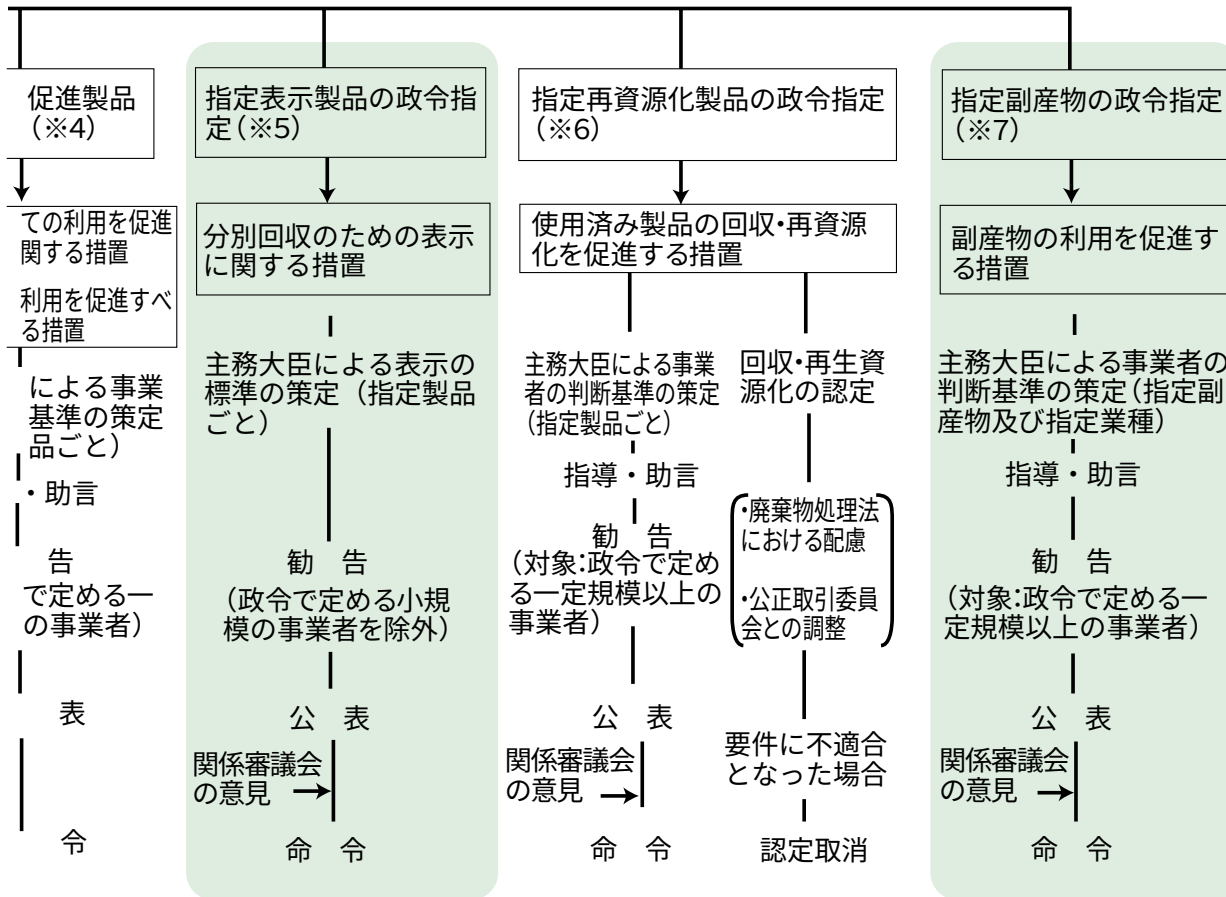
事業所管大臣等：
経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣
財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

責 務

国・地方公共団体

収への協力など再生資源の利用等
る措置への協力 等

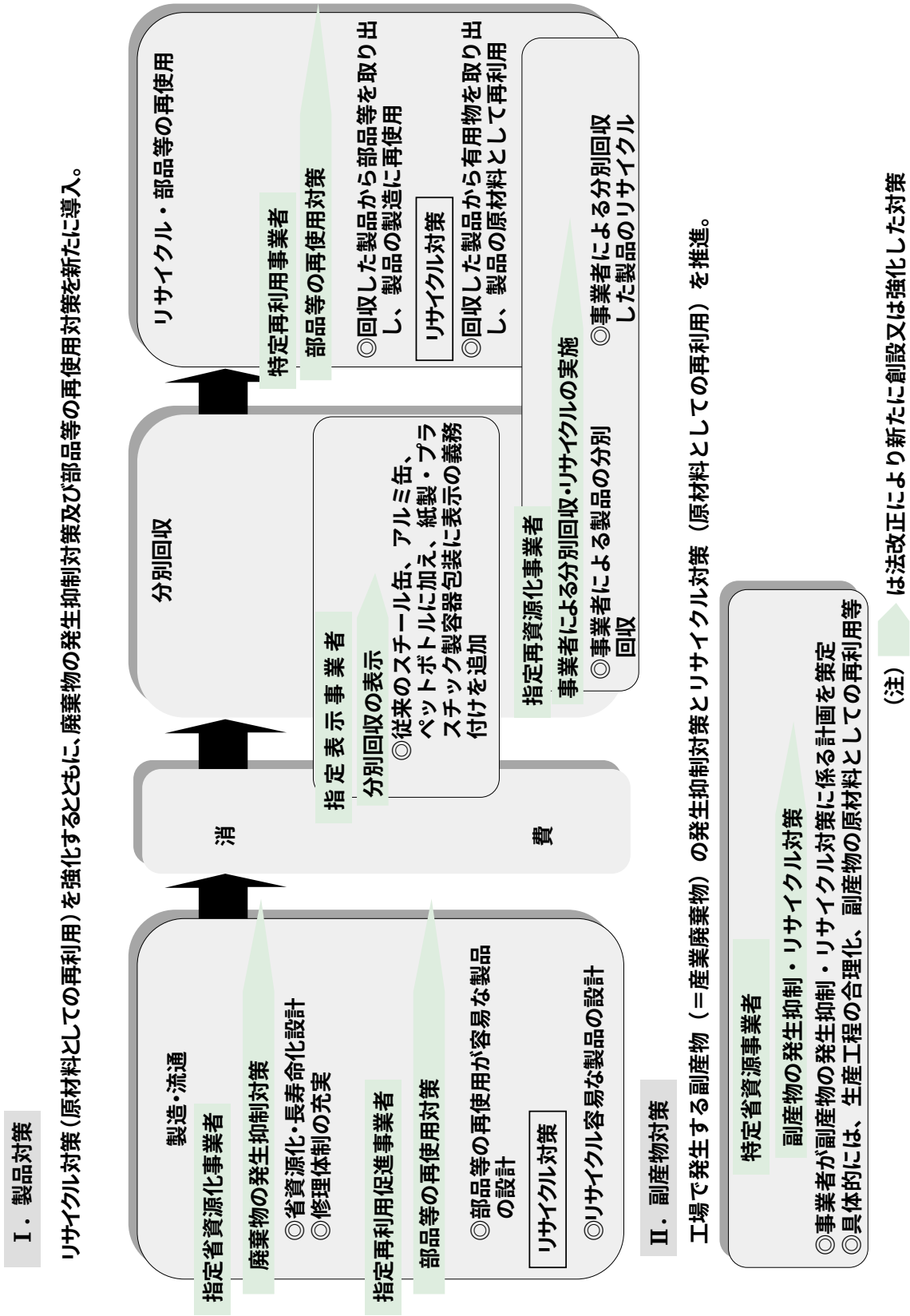
・資金の確保等の措置
・物品調達における再生資源の利用等の促進
・科学技術の振興
・国民の理解を深める努力 等



※5…スチール缶、アルミ缶、PETボトル、二次電池、紙製
容器包装、プラスチック製容器包装、塩ビ製建設資材等
※6…パソコン、二次電池
※7…電気業、建設業

(出典：産構審平成13年1月26日資料に加筆)

図-5 資源有効利用促進法による新たなスキーム



（出典：経済産業省リサイクル推進課資料（平成13年5月）に加筆）

3 基本方針

- 使用済物品等、副産物の発生抑制
- 再生資源、再生部品の利用による資源有効利用

を総合的かつ計画的に推進するために主務大臣（経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣および環境大臣）が基本方針を定め、公表しています。

基本方針

法の第二章第三条2項には「基本方針は、製品の種類及び副産物の種類ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項、環境の保全に資するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他資源の有効な利用の促進に関する事項について、資源の有効な利用に関する技術水準その他の事項を勘案して定めるものとする。」となっています。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国は、近年の国民経済の発展に伴う生産と消費の拡大、国民のライフスタイルの変化等を背景に、資源が大量に使用され、大量の使用済物品および副産物が発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源および再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されています。また、廃棄物等による環境への負荷の増大が将来の発展の基盤である環境を損なうおそれがあります。

このような状況から、有限な資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制および環境の保全に資するため、事業者、消費者、国・地方公共団体が社会的責任を分担しつつ、相互の協力体制の下で、業種、製品または副産物の種類ごとに、具体的な対策を推進し、経済の健全な発展に寄与することが不可欠です。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済物品等と副産物の発生の抑制ならびに再生資源と再生部品の利用による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めています。

4

関係者の役割と責務

(1) 事業者の役割と責務

役割

- 事業者は、環境への影響を低減する製品やサービスを社会に提供できる立場にあり、また3Rを行う技術や、製品の環境情報を消費者に提供できる立場にあります。
- 事業者は、技術的・経済的に可能な最大限の環境対策を講じることが求められ、環境対策としてどのような対策を行っているか、それが技術的・経済的に最大限可能なものであるのか常に検証し、環境報告書、環境会計、ホームページ等を通じて社会に対して情報を提供して、消費者や国民から正当な評価を受けるべきです。



責務

- ①使用済部品および副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化
- ②再生資源・再生部品の利用
- ③使用済物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進

(2) 消費者の役割と責務

役割

- 事業者とともに社会を形成する消費者の役割は重要です。
- 消費者がどのようなニーズを持つかによって、事業者の生産・販売活動も変わってきます。
- 消費者が環境への負荷の少ない製品を率先して購入すること等が、環境に配慮した製品の開発を促すことになります。
- 消費者は、環境対応には費用がかかることを正しく認識し、環境に配慮した製品や事業者を積極的に評価し選択することにより、メッセージとして発信していく能動的な役割が期待されています。



責務

- ①製品の長期間使用
- ②再生資源または再生部品を用いた製品の利用・分別回収への協力等、再生資源の利用等の促進
- ③国・地方公共団体および事業者の実施する措置への協力 等

(3) 行政の役割と責務

役 割

●国や地方自治体においては、3Rを進める上での環境整備を図ることを基本に進むべき方向性を提示し、市場の整備と創出を支援し基盤整備等を行うことが必要です。



責 務

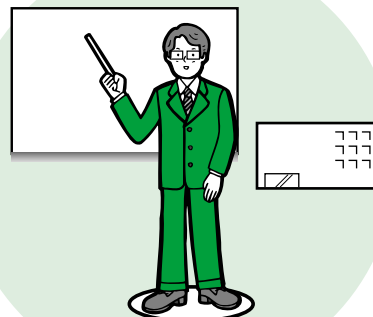
- ①資金の確保等の措置
- ②物品調達における再生資源の利用等の促進
- ③科学技術の振興
- ④国民の理解を深める努力 等



消費者



製造者



行政

具体的な責務が課せられた業種・製品について表－1に示します。

表-1 資源有効利用促進法における各措置毎の品目・業種について

旧法の名称	副産物のリデュース・リサイクル	リユース部 品使用	リサイクル材 使用	リデュース配 慮設計	リユース配 慮設計	リサイクル配 慮設計	分別回収の 表示	事業者の回 収リサイクル	副産物リサイク ル促進
新法の名称	特定省資源業種	特定再利用業種	特定業種	指定省資源化 製品	指定再利用促進製品	第一種指定製 品	第二種指定 製品	指定再資源 化製品	指定副産物
PETボトル	—	—	—	—	—	—	○(既指定)	—	—
スチール缶	—	—	—	—	—	—	○(既指定)	—	—
アルミ缶	—	—	—	—	—	—	○(既指定)	—	—
ガラスびん	—	—	○(既指定)	—	—	—	—	—	—
プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	●(新規)	—	—
紙製容器包装	—	—	—	—	—	—	●(新規)	—	—
紙	—	—	○(既指定)	—	—	—	—	—	—
自動車・オートバイ	—	—	—	●(新規)	○(既指定)	—	—	—	—
電子レンジ、衣類乾燥機	—	—	—	●(新規)	—	●(新規)	—	—	—
家電（四品目）	—	—	—	●(新規)	—	○(既指定)	—	—	—
小形二次電池使用機器（電池のみの対応）	—	—	—	—	—	●(追加)	—	●(新規)	—
ガス・石油機器	—	—	—	●(新規)	—	●(新規)	—	—	—
金属製家具	—	—	—	●(新規)	—	●(新規)	—	—	—
パソコン	—	—	—	●(新規)	●(新規)	●(新規)	—	●(新規)	—
小形二次電池	—	—	—	●(新規)	●(新規)	—	●(追加)	●(新規)	—
ばちんこ台	—	—	—	—	●(新規)	●(新規)	—	—	—
浴室ユニット	—	—	—	—	●(新規)	●(新規)	—	—	—
システムキッチン	—	—	—	—	●(新規)	●(新規)	—	—	—
複写機	—	●(新規)	—	—	●(新規)	—	—	—	—
硬質塩ビ管・継手	—	—	●(新規)	—	—	—	●(新規)	—	—
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙	—	—	—	—	—	—	●(新規)	—	—
鉄鋼業	●(新規)	—	—	—	—	—	—	—	—
紙・パルプ製造業	●(新規)	—	—	—	—	—	—	—	—
無機・有機化学工業製品製造業	●(新規)	—	—	—	—	—	—	—	—
銅第一次精錬・精製業	●(新規)	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車製造業	●(新規)	—	—	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—	—	—	○(既指定)
建設業	—	—	○(既指定)	—	—	—	—	—	○(既指定)

注1

○：既指定、●：指定業種・製品

注2

小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ（含デジタルスチルカメラ）、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がらん具（以上既指定分）、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信装置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3

指定表示製品の硬質塩ビ管・継手については、硬質塩ビ管のみ

注1 ○：既指定、●：指定業種・製品

注2 小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(含デジタルスチルカメラ)、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具(以上既指定分)、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信装置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3 指定表示製品の硬質塩ビ管・継手については、硬質塩ビ管のみ

(出典：産構審平成13年1月26日資料に加筆)

6 製品・副産物対策

(1) 製品対策

① 省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制対策の推進

廃棄物の発生抑制対策を推進するため、その製品の省資源化を図る小型化または軽量化設計や、修理体制の充実、アップグレードに対応した長寿命化設計などを事業者には義務づけ。

対象製品の例

自動車、家電製品、ガス・石油機器、金属製家具、パソコン、ぱちんこ台 等

② 部品等の再使用対策の推進

部品等の再使用対策を推進するため、部品等の再使用が可能な製品を指定し、部品等の再使用が容易な製品設計・製造を行うことや、回収した使用済み製品から取り出した部品等を新たな製品に再使用することなどを事業者には義務づけ。

対象製品の例

自動車、パソコン、ぱちんこ台、複写機 等

③ 事業者による回収・リサイクルの推進

製品の回収・リサイクル対策を推進するため、事業者による自主的な回収・リサイクルを義務づけ。

対象製品の例

パソコン、小形二次電池 等

④ 分別回収のための表示

既に表示を義務づけられているスチール缶、アルミ缶、ペットボトルに加え、分別回収のための表示義務の対象に、プラスチック製容器包装・紙製容器包装を追加。

(2) 副産物（産業廃棄物）対策

副産物の発生抑制・リサイクル対策の推進

産業廃棄物の最終処分量を削減するため、工場等で発生する副産物（スラグ、スラッジ等）について、生産工程の合理化等による副産物の発生抑制対策と副産物の利用促進によるリサイクル対策に事業者が取り組むことを義務づけ。

対象業種の例

鉄鋼業、紙・パルプ製造業、無機・有機化学工業製品製造業 等

Ⅱ．資源有効利用促進法

第2章 対象業種および製品と事業者の果たすべき事項

1 特定省資源業種(法第10～14条)

副産物の発生抑制と
リサイクルを行うべき業種

<鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業等>

特定省資源業種に係る措置の必要性

製造業における副産物の発生量は平成10年度に約2億トンにのぼり、その約5割が再資源化されていますが、約1,500万トンが利用されずに最終処分されています。我が国の製造業はいわゆるゼロエミッションを合い言葉に副産物の再資源化に取り組んできましたが、最終処分場の新規立地は減少しており、その逼迫は一層深刻になっています。このため、製造業に属する事業者が副産物の発生抑制と再生資源としての利用の促進に計画的に取り組んでいくことを求めるため、法において「特定省資源業種」に係る措置を行うこととしています。これを受け主務大臣（当該特定省資源業種に属する事業を所管する大臣）は、省令により副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措置に関し、工場または事業場において事業を行う事業者の「判断の基準」となる事項を業種ごとに定めています。

判断の基準の概要

- ・事業者は副産物の発生抑制等に関する目標を定める。
 - ・設備を計画的に整備する。
 - ・技術の向上に取り組む。
 - ・設備の運転の改善等に取り組む。
 - ・業務の統括管理者を選任する。
 - ・仕様（または規格）により加工する。
 - ・自ら加工できない場合は当該加工を行える者に加工を委託する。
 - ・情報を提供する。
 - ・管理基準を設定し定期的に計測および記録する。
 - ・法で規定された計画を作成した場合には公表するよう努める。
- こと等が定められています。

特定省資源業種に指定された業種

- 紙・パルプ製造業（スラッジ）
- 無機・有機化学工業製品製造業（スラッジ）
- 鉄鋼業（スラグ）
- 銅第一次製錬・精製業（スラグ）
- 自動車製造業（金属くず、鋳物廃砂）

現在、上記の5つの業種が特定省資源業種に政令で定められています（表－1）。特定省資源業種に属する事業者（特定省資源事業者）は、主務大臣が定める「判断の基準」に従い、原材料等の使用の合理化による副産物の発生抑制、および副産物に係る再生資源の利用を促進することが義務づけられています。

例えば、紙・パルプ製造事業者は

- ・微細な繊維またはてん料を回収する装置等ペーパースラッジの発生を抑制する製造設備等を計画的に整備。
- ・セメントクリンカー原料用、製鋼工程における保温剤用等の用途へのペーパースラッジの利用増進。
- ・土壌改良材用、融雪剤用等のペーパースラッジを利用する新規用途の開発。
- ・事業者とペーパースラッジを利用する者が協議して定めた仕様により、用途に応じた製品となるよう加工。
- ・ペーパースラッジの利用者に品質および組成等必要な情報を提供。

等をしなければなりません。

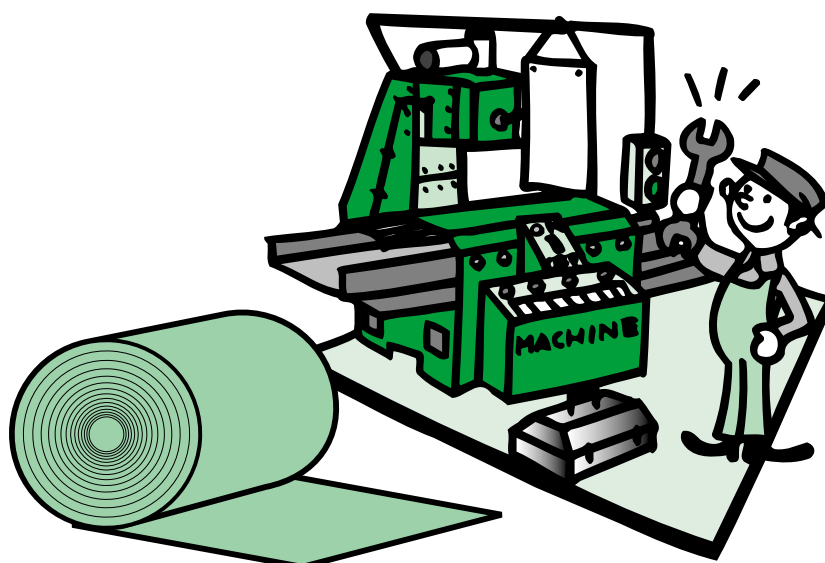
計画の作成＜法第十二条＞

特定省資源事業者であって、その事業年度における当該特定省資源事業者の製造に係る政令で定める製品の生産量が政令で定める要件に該当するものは、主務省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

- 主務大臣は、必要があるときは特定省資源事業者に対し、副産物の発生抑制等について指導・助言をすることができます。（法第11条）

また、特定省資源事業者であって、事業年度における製品の生産量が政令で定められた生産量（表－1中に記載）に該当する場合は、「判断の基準」で定められた副産物の発生抑制等のために必要な計画を作成し、主務大臣に提出しなければなりません。（法第12条）

主務大臣は、事業者の副産物の発生抑制等が「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとなっています。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できることとなっています。（法第13条）



表－１ 特定省資源業種

業 種	原材料等	副産物	主務大臣	判断の基準の内容	計画の作成		勧告対象 生 産 量
					製 品	生産量	
パルプ製造業 及び 紙製造業	木材チップ、 パルプ 又は 古紙	スラッジ	経済産業大臣	①事業者はペーパー スラッジ（またはスラ ッジ、鉄鋼スラグ、 銅スラグまたは金属 くず等）の発生抑制 等に関する目標を定 める。 ②施設の整備。 ③技術の向上。 ④設備の運転の改善等。 ⑤業務の統括管理者の 選任。 ⑥仕様（または規格） による加工。 ⑦加工（または販売） の委託。 ⑧計測および記録。 ⑨情報の提供。 等	パルプ 又は 紙	60,000 トン以上	60,000 トン以上
無機化学工業 製品製造業 （塩製造業を 除く） 及び 有機化学工業 製品製造業	金属鉱物、 非金属鉱物、 石炭、原油 若しくはガ ス 又はこれら を使用して 製造された 原材料等	スラッジ	経済産業大臣		無機化学 工業製品 （塩を除 く） 又は 有機化学 工業製品	100,000 トン以上	100,000 トン以上
製鉄業 及び 製鋼・製鋼 圧延業	鉄鉱石、石 灰石、鉄くず 又は コークスそ の他の製鉄 用の還元剤	スラグ	経済産業大臣		銑鉄、 フェロアロイ 又は 粗 鋼	3,000 トン以上	3,000 トン以上
銅第一次製錬 ・精製業	銅鉱石 又は けい石	スラグ	経済産業大臣		粗 鋼	70,000 トン以上	70,000 トン以上
自動車製造業 （原動機付自 転車の製造 業を含む）	鋳物砂、鉄 鋼 又は 非鉄金属	金属くず 又は 鋳物廃砂	経済産業大臣		自動車 （原動機 付自転車 を含む）	10,000 台以上	10,000 台以上

2

特定再利用業種（法第15～17条）

原材料としての再利用を行うべき業種
部品等の再使用を行うべき業種

＜紙製造業、複写機製造業等＞

特定再利用業種に係る措置の必要性

再生資源又は再生部品は、多くの種類があること、それぞれ組成、品質、性状等が多様なことから、各業種を通じた利用の可能性が小さく、資源の種類ごとにその利用の可能性のある業種は自ずと特定されたものとなっていることが多い。従って、再生資源又は再生部品の利用を進めるには再生資源又は再生部品の種類ごとにその利用の可能性のある「特定再利用業種」に係る措置が必要です。

再生資源は、一度使用された物品や工場等から発生する副産物のうち、材料として利用できるものであり、その利用を拡大するには一定の設備や技術を有する事業者において、原材料としての利用を図っていくことが必要です。

また、再生部品は、使用済物品等のうち部品その他製品の一部として利用できるものであり、その利用を拡大するには、一定の設備や技術を有する事業者において、回収された製品から取り外された部品を製品の一部として利用することが必要です。

このため、主務大臣は省令により、工場または事業場において事業を行う事業者の再生資源または再生部品の利用に関する「判断の基準」となる事項を業種ごとに定めています。

判断の基準の概要

業種によって大きく差異がありますが、

- ・事業者は再生資源・再生部品の利用量を向上させる。
 - ・設備を整備する。
 - ・技術を向上させる。
 - ・再生資源利用計画を作成し、実施状況を記録する。
 - ・品質等の情報を提供する。
- こと等が定められています。

特定再利用業種に指定された業種

(1)再生資源の利用

- 紙製造業（古紙）
- 硬質塩ビ管・管継手製造業（使用済硬質塩ビ管・管継手）
- ガラス容器製造業（カレット）
- 建設業（土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊）

(2)再生部品の利用

- 複写機製造業（使用済複写機の駆動装置、露光装置等）

現在、上記の5つの業種が特定再利用業種に政令で定められています（表－2）。特定再利用業種に属する事業者（特定再利用事業者）は、主務大臣の定める「判断の基準」に従い、再生資源または再生部品の利用を促進することが義務づけられています。

例えば、複写機製造事業者は

- ・複写機の需要者、国および地方公共団体と協力し、画質、耐久性、安全性等品質に対する要求に対応しつつ、再生部品利用量（複写機に使用された再生部品の重量）を向上。
- ・洗浄装置、乾燥装置、再生部品検査装置等を整備。
- ・使用済複写機から再生部品を効率的に取り出す技術、再生部品の検査、洗浄および修理を行う技術、再生部品を複写機に利用する技術等を向上。

- ・毎事業年度開始前に再生部品利用計画（平成19年度の再生部品利用量の目標、設備の整備、技術の向上およびその他再生部品の利用に関する事項を記載）を作成し、利用計画の実施状況を記録。
等をしなければなりません。

勧告及び命令 <法第十七条>

主務大臣は、特定再利用事業者であって、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定再利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定再利用事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定再利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定再利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 主務大臣は、必要があるときは特定再利用事業者に対し、指導および助言をすることができます。（法第16条）

また主務大臣は、特定再利用事業者であって、**製品の生産量等が政令で定められた要件**（表－2中に記載）に該当し、再生資源または再生部品の利用が「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとなっています。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できることとなっています。（法第17条）

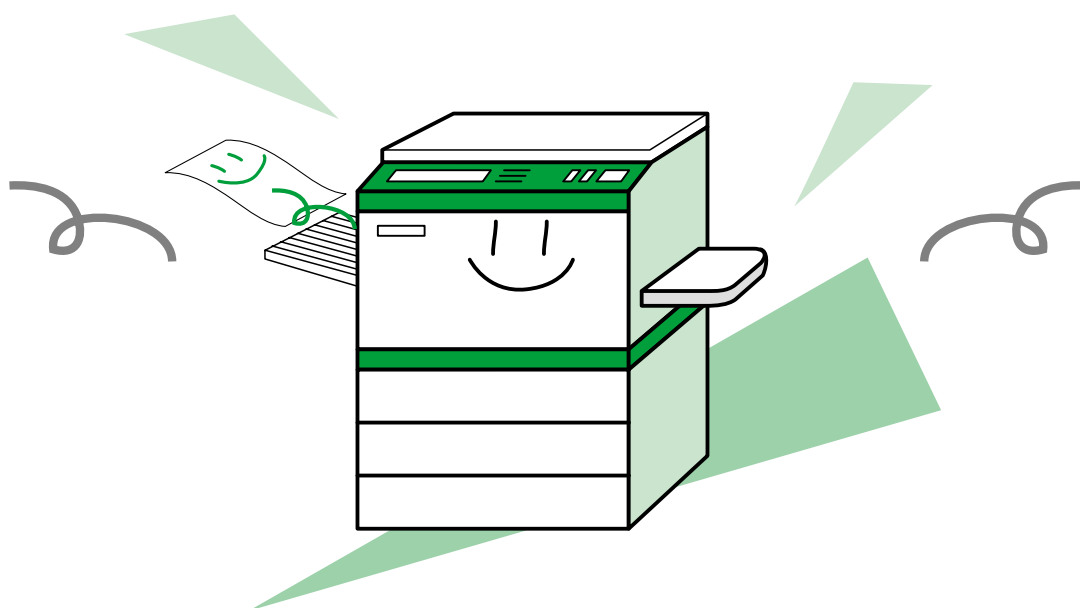


表-2 特定再利用業種

業 種	再生資源又は再生部品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象
紙 製 造 業	古 紙	経済産業大臣	①紙製造業全体の古紙利用率を平成17年度までに60%とすることを目標とする。 ②古紙利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 ③設備の整備、技術の向上。 ④情報の提供。	年間の紙の生産量が10,000トン以上
硬 質 塩 化 ビニル製の管 又は 管 継 手 の 製 造 業	使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手（硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう）	経済産業大臣	①事業者は建設業者、国及び地方公共団体と協力しつつ、使用する原材料の総重量のうち、使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の総重量の比率を向上させる。 ②設備の整備、技術の向上。 ③使用済管等利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 ④情報の提供。	年間の硬質塩化ビニル製の管又は管継手の生産量が600トン以上
ガ ラ ス 容 器 製 造 業	カレット	経済産業大臣	①ガラス容器製造業全体のカレット利用率を平成17年度までに80%とすることを目標とする。 ②カレット利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 ③設備の整備、技術の向上。 ④情報の提供。	年間のガラス容器の生産量が20,000トン以上
複 写 機 の 製 造 業	使用済複写機（複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く）が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう）の駆動装置、露光装置その他の装置であって経済産業省令で定めるもの	経済産業大臣	①事業者は製造する複写機の再生部品利用量（重量）を向上させる。 ②設備の整備、技術の向上。 ③再生部品利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 ④情報の提供。	年間の複写機が生産台数が1,000台以上
建 設 業	土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊	国土交通大臣	①工事ごとに再生資源利用計画を作成し、計画の実施状況を記録。 ②建設発生土は、性質による区分に応じた各用途で利用。 ③コンクリート塊は、再生骨材等として各用途で利用。 ④アスファルト・コンクリート塊は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物等として各用途で利用。 等	年間の建設工事の施工金額が50億円以上

指定省資源化製品に係る措置の必要性

循環型社会を形成するためには、廃棄されたものを有効利用するという再生資源又は再生部品の利用（リサイクル・リユース）のための対策以外に、廃棄物の発生自体を抑制するといういわゆる使用済物品等の発生の抑制が必要です。こうした例としては、製品の設計段階で小型化、軽量の部品の採用等をして原材料を節約するとか耐久性の高い部品を使用、異なる機種に共通部品を使い修理を容易にする等の措置を行い、消費者が長時間使用できるようにすること等があります。

このため、使用済物品等の発生抑制の促進をするために、法において「指定省資源化製品」に係る措置を行うこととしています。主務大臣（当該指定省資源化製品の製造等を所管する大臣）は、省令により指定省資源化製品の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する「判断の基準」となる事項を製品ごとに定めています。

判断の基準の概要

- ・製造事業者は原材料等の使用の合理化を行う。
 - ・製品の長期間の使用を促進する。
 - ・修理に係る安全性を確保する。
 - ・修理の機会を確保するために必要な措置をする。
 - ・製品の安全性等に配慮する。
 - ・技術の向上を図る。
 - ・規定に即して、あらかじめ製品の評価を行う。
 - ・簡素または軽量の包装材を使用する。
 - ・製品の構造、修理に係わる安全性等に関する情報を提供する。
- こと等が定められています。

指定省資源化製品に指定された製品

自動車、パソコン、家電製品（ユニット形エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機）、ぱちんこ台（ぱちんこ遊技機）、回胴式遊技機、金属製家具（収納家具、棚、事務用机、回転いす）ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、給湯機）

現在、上記の19品目が指定省資源化製品に政令で定められています（表－3）。これらの製品の製造事業者等（指定省資源化事業者）は、主務大臣の定める「判断の基準」に従い、使用済物品等の発生抑制を促進することが義務づけられています。

例えば、パソコン製造事業者は

- ・小型または軽量の筐体・部品等の採用等により、原材料等の使用を合理化。
- ・主記憶装置、磁気ディスク装置の部品等の規格化により機能を高度化および修理を容易化。耐久性の高いブラウン管、筐体等を採用等し、パソコンの長期間の使用を促進。

- ・原材料の毒性等を配慮して、機能の高度化および修理に係わる安全性を確保。
 - ・パソコンの種類ごとに評価項目、評価基準および評価方法を定めて、あらかじめ評価し記録。
- 等をしなければなりません。

勧告及び命令 <法第二十条>

主務大臣は、指定省資源化事業者であって、その製造又は販売に係る指定省資源化製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定省資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定省資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 主務大臣は、必要があるときは指定省資源化事業者に対し、使用済物品等の発生抑制について必要な指導および助言をすることができます。（法第19条）

また主務大臣は、指定省資源化事業者であって、製品の生産量または販売量が政令で定める要件（表－3中に記載）に該当し、使用済物品等の発生抑制が「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは、必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとなっています。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できることとなっています。（法第20条）



表-3 指定省資源化製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産量 または販売量
自 動 車	製造事業は 経済産業大臣、 修理事業は 国土交通大臣		10,000台以上
パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式または液晶式のものを含む）			10,000台以上
ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のものを除く）			50,000台以上
ぱちんこ遊技機			10,000台以上
回胴式遊技機			5,000台以上
テレビ受像機			50,000台以上
電子レンジ			10,000台以上
衣類乾燥機			10,000台以上
電気冷蔵庫			50,000台以上
電気洗濯機	製造事業は 経済産業大臣		50,000台以上
収納家具（金属製のものに限る）			10,000台以上
棚（金属製のものに限る）			10,000台以上
事務用机（金属製のものに限る）			10,000台以上
回転いす （金属製の部材により構成されるものに限る）			20,000台以上
石油ストーブ（密閉燃焼式のものその他 経済産業省令で定めるものを除く）			10,000台以上
ガスこんろ（グリル付きのものに限る）			10,000台以上
ガス瞬間湯沸器 （先止め式のものに限る）			5,000台以上
ガスバーナー付ふろがま （給湯部を有するものに限る）			10,000台以上
給 湯 機 （石油を燃料とするものに限る）			10,000台以上

- ①製造事業者は軽量等の部品等を採用し、原材料等の使用の合理化を行う。
- ②製品の長期間の使用を促進。
- ③修理等に係る安全性を確保。
- ④修理等の機会を確保するために必要な措置をする。
- ⑤安全性等の配慮。
- ⑥技術の向上。
- ⑦製品の事前評価。
- ⑧情報の提供。
- ⑨包装材の工夫。
- 等

4

指定再利用促進製品(法第21～23条)

リサイクルしやすい
設計等を行うべき製品

<自動車、家電製品等>

指定再利用促進製品に係る措置の必要性

再生資源又は再生部品の利用を促進するためには、再生資源の原材料としての利用を進めていくことのほか、再生資源が原材料として利用しやすいものとなるよう対策をすることが必要です。

しかしながら、例えば耐久消費財には様々な素材が複合して用いられ、これらを素材ごとに分離するのが難しい等、これら製品に係る再生資源の利用を促進することが困難な状況が生じています。また、再生部品の利用を促進するためには、使用済となった製品から部品を取り出すことを容易にするなどの利用の促進策を併せてすることが必要となります。

このため、製品の製造段階で、使用された後に再生資源又は再生部品として利用することが容易となるようにすることが必要であり、法において「指定再利用促進製品」に係る措置を行うこととしています。

主務大臣は、省令により指定再利用促進製品の事業を行う者の再生資源または再生部品の利用の促進に関する「判断の基準」となる事項を製品ごとに定めています。

判断の基準の概要

- ・製造事業者は原材料の工夫を行う。
 - ・表示等の工夫をし、分別を容易にする。
 - ・製品の安全性、耐久性等を配慮する。
 - ・規定に即して、あらかじめ製品の評価を行う。
 - ・技術の向上を図る。
 - ・包装材を工夫する。
 - ・構造の工夫を行い、製品の処理を容易にする。
 - ・原材料等に配慮し、処理に係わる安全性を確保する。
 - ・製品の構造、修理に係わる安全性、または部品の取り外し方法等の情報を提供する。
- こと等が定められています。

指定再利用促進製品に指定された製品

浴室ユニット、自動車、家電製品（ユニット形エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機）、ぱちんこ台（ぱちんこ遊技機）、回胴式遊技機、複写機、金属製家具（収納家具、棚、事務用机、回転いす）、システムキッチン、ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、給湯機）、パソコン、小形二次電池（密閉形蓄電池）使用機器（電源装置、電動工具、誘導灯、電気気泡発生器、電動式がん具等28品目）の50品目

現在、上記の50品目が指定再利用促進製品に政令で定められています（表－4）。これらの製品の製造事業者等（指定再利用促進事業者）は、主務大臣の定める「判断の基準」に従い、再生資源または再生部品の利用を促進することが義務づけられています。

例えば、浴室ユニットの製造事業者は

- ・部品等に再生資源として利用できる原材料を使用、部品等の原材料の種類数を削減。
- ・浴室ユニットの処理を容易にするために、ねじの数量を削減、部品等の取り外しを容易化、小型ねじを採用し部品等の破碎を容易化、回収および運搬が容易な大きさに解体できる構造を採用等。

・分別を容易にするために、重量100 g以上の合成樹脂製の部品等に材質名を表示。
等をしなければなりません。

勧告及び命令 <法第二十三条>

主務大臣は、指定再利用促進事業者であって、その製品又は販売に係る指定再利用促進製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進が第二十一条一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再利用促進事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再利用促進事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再利用促進事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再利用促進事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

● 主務大臣は、必要があるときは指定再利用促進事業者に対し、再生資源または再生部品の利用の促進について必要な指導および助言をすることができます。(法第22条)

また、指定再利用促進事業者であって、製品の生産量または販売量が政令で定める要件（表－4中に記載）に該当し、製品に係る再生資源または再生部品の利用の促進が「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは、必要な措置をとるように勧告することができ、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとなっています。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できることとなっています。(法第23条)

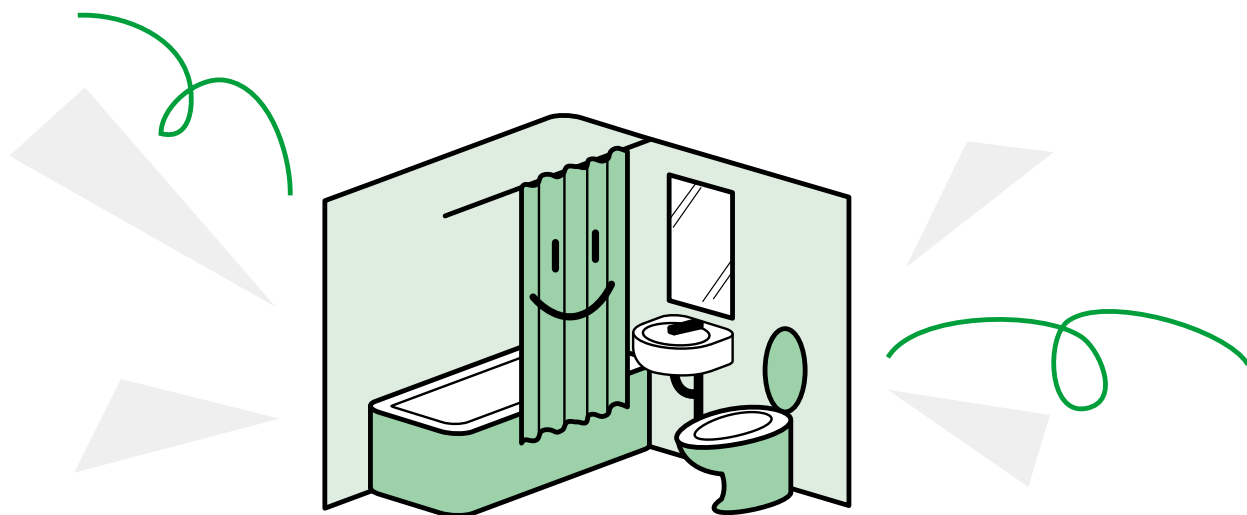


表-4 指定再利用促進製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産 または販売台数
浴室ユニット（浴槽、給水栓、照明器具その他入浴のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいい、便所又は洗面所が一体として製造されるものを含む）	製造事業は 経済産業大臣	①製造事業者は原材料の工夫を行う。 ②構造の工夫。 ③分別のための工夫。 ④処理に係る安全性の確保。 ⑤安全性等の配慮。 ⑥技術の向上。 ⑦製品の事前評価。 ⑧情報の提供。 ⑨包装材の工夫。 等	1,000台以上
自 動 車	製造事業は 経済産業大臣、 修理事業は 国土交通大臣		10,000台以上
ユニット形エアコンディショナ （パッケージ用のものを除く）	製造事業は 経済産業大臣		50,000台以上
ぱちんこ遊技機			10,000台以上
回胴式遊技機			5,000台以上
複 写 機（乾式間接静電式のものに限り、 カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く）			1,000台以上
テレビ受像機			50,000台以上
電子レンジ			10,000台以上
衣類乾燥機			10,000台以上
電気冷蔵庫			50,000台以上
電気洗濯機			50,000台以上
収納家具（金属製のものに限る）			10,000台以上
棚（金属製のものに限る）			10,000台以上
事務用机（金属製のものに限る）			10,000台以上
回転いす（金属製の部材により構成されるものに限る）			20,000台以上
システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう）			5,000台以上
石油ストーブ （密閉燃焼式のものその他経済産業省令で定めるものを除く）			10,000台以上
ガスこんろ（グリル付のものに限る）			10,000台以上
ガス瞬間湯沸器（先止め式のものに限る）			5,000台以上
ガスバーナー付ふろがま（給湯部を有するものに限る）			10,000台以上
給 湯 機（石油を燃料とするものに限る）			10,000台以上

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象 生産 または販売台数
パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管式または 液晶式のものを含む)	製造事業は 経済産業大臣	31ページの①～⑨項 及び下記の①、②項と同様。	10,000台以上
電 源 装 置		使用される密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電 気量234キロクーロン以 下のものに限る）、密閉 形アルカリ蓄電池又はリ チウム蓄電池をいい、機 器の記憶保持用のものを 除く）の再生資源として の利用を促進するため、 ①はんだ付けによらない 密閉型蓄電池の取付け 方法、同電池の取り外 しが容易である等構造 の工夫。 ②当該機器、取扱説明書 等へ密閉型蓄電池を使 用していることを表示 又は記載。 ③安全性等に配慮。 ④密閉型蓄電池の再生資 源利用のため、技術の 向上。 ⑤①及び②の規定に即し て、電源装置等の事前 評価。 ⑥情報の提供。	1,000台以上
電 動 工 具			10,000台以上
誘 導 灯			10,000台以上
火災警報設備			1,000台以上
防犯警報装置			10,000台以上
自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る）			1,000台以上
車いす（電動式のものに限る）			1,000台以上
プリンター			10,000台以上
携帯用データ収集装置			10,000台以上
コードレスホン			2,000台以上
ファクシミリ装置			5,000台以上
交 換 機			1,000台以上
携帯電話用装置			10,000台以上
M C Aシステム用通信装置			1,000台以上
簡易無線用通信装置			1,000台以上
アマチュア用無線機			1,000台以上
ビデオカメラ			10,000台以上
ヘッドホンステレオ			10,000台以上
電 気 掃 除 機			10,000台以上
電気かみそり（電池式のものに限る）			10,000台以上
電気歯ブラシ			10,000台以上
非常用照明器具			10,000台以上
血 圧 計	製造事業は 厚生労働大臣 及び 経済産業大臣		10,000台以上
医薬品注入器		1,000台以上	
電気マッサージ器		10,000台以上	
家庭用電気治療器		10,000台以上	
電気気泡発生器（浴槽用のものに限る）		10,000台以上	
電動式がん具（自動車型のものに限る）	製造事業は 経済産業大臣	10,000台以上	

5 指定表示製品(法第24・25条)

再生資源の利用促進のための分別回収を容易にする識別表示を行うべき製品

<紙製容器包装、プラスチック製容器包装等>

指定表示製品に係る措置の必要性

消費者、地方自治体および事業者等が分別回収への取組みを推進するに当たり、外見上、識別が困難な類似の物品については、これらが分別されず混合された場合には、資源として回収・利用することが困難となり、当該製品に係る資源の再利用の促進が著しく妨げられます。

これら製品に係る再利用を促進するためには、分別回収をするための表示をし、その材質等の識別を容易にすることが必要です。しかしながら、識別を容易とする表示は商品のデザインに少なからず影響を及ぼすことから、これら製品について表示方法等を示し、製品の製造、加工又は販売の事業を行う者に対してこれらの事項の遵守を求めることが必要です。

このため、法において「指定表示製品」に係る措置をとることとなっており、主務大臣は省令により指定表示製品の製造等の事業を行う者に対し、製品ごとに「表示の標準」を示し、表示事項と遵守事項を定めています。

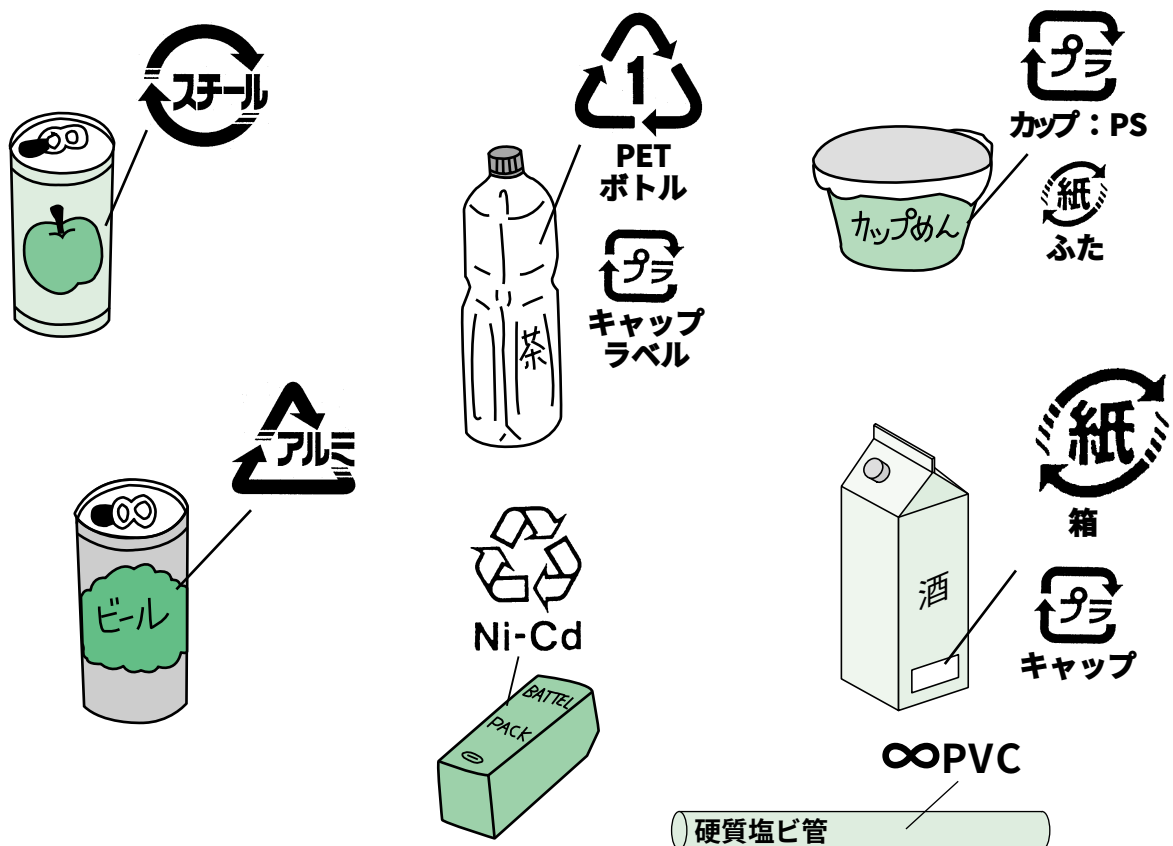
指定表示製品に指定された製品

- 塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
- 鋼（スチール）製の缶・アルミニウム製の缶（飲料、酒類が充てんされたもの）
- ポリエチレンテレフタレート製（ペット、PET）ボトル（飲料・しょうゆ、酒類が充てんされたもの）
- 紙製容器包装、プラスチック製容器包装
- 小形二次電池（密閉形蓄電池）（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池）、リチウム蓄電池）

現在、上記の7品目が指定表示製品に政令で定められています（表-5）。これらの製品については、主務大臣の定める「表示の標準（表-5）」により、それぞれ表示すべき事項（指定表示製品の材質。ただし、密閉形蓄電池については極板の材質）が定められており、また指定表示製品の製造事業者および販売事業者等（指定表示事業者）が守るべき事項（識別マークのデザインや大きさ、見やすい箇所に表示すること等）が決められています。



表示の例



勧告及び命令 <法第二十五条>

主務大臣は、前条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない指定表示事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。）があるときは、当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定表示事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定表示事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定表示製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定表示事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

● 主務大臣は定められた表示をせず、また遵守事項を守らない指定表示事業者（中小企業基本法に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く）に対しては、表示、遵守すべきことを勧告することができ、従わなかったときはその旨を公表できます。さらに、正当な理由なく勧告された措置をとらず、その指定表示製品における再生資源の利用の促進を著しく害すると認められるときは、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できます。（法第25条）

表-5 指定表示製品

製 品	事 業 者	主務大臣	表示の標準の内容
塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管、雨どい及び窓枠並びに塩化ビニル製の床材及び壁紙をいう）	塩化ビニル製建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者	製造事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣	①表示事項（材質が塩化ビニル（PVC）である旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。
鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が7リットル未満のものに限る）であって、飲料（酒類を除く）が充てんされたもの	缶を製造する事業者 缶に飲料を充てんする事業者及び飲料が充てんされた缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は農林水産大臣及び経済産業大臣、輸入されたものの販売事業は農林水産大臣	①表示事項（材質がアルミニウム又は鋼（スチール）である旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。
鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が7リットル未満のものに限る）であって、酒類が充てんされたもの	缶を製造する事業者 缶に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされた缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は財務大臣及び経済産業大臣、輸入されたものの販売事業は財務大臣	①表示事項（材質がアルミニウム又は鋼（スチール）である旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。
ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が150ミリリットル以上のものに限る）であって、飲料又はしょうゆが充てんされたもの	ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者及び飲料又はしょうゆが充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は農林水産大臣及び経済産業大臣、輸入されたものの販売事業は農林水産大臣	①表示事項（材質がポリエチレンテレフタレート（PET）である旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。
ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が150ミリリットル以上のものに限る）であって、酒類が充てんされたもの	ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者 ポリエチレンテレフタレート製容器に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造事業は財務大臣及び経済産業大臣、輸入されたものの販売事業は財務大臣	①表示事項（材質がポリエチレンテレフタレート（PET）である旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。

製 品	事 業 者	主務大臣	表示の標準の内容
特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主務省令で定めるものを除く）	特定容器包装（経済産業省令で定めるもの）を製造する事業者	製造事業は経済産業大臣	①表示事項（材質が紙又はプラスチックである旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法、役割名等）。
	たばこ事業又は塩事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は財務大臣	
	酒類業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者		
	厚生労働大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は厚生労働大臣	
	農林水産大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は農林水産大臣	
	経済産業大臣の所管に属する事業の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者	製造発注事業者が行う事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣	
密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が234キロクーロン以下のものに限る）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（輸入されるものにあつては、プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、機器の部分品として輸入されるものを除く）をいう）	密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池を販売する事業者	製造事業及び輸入されたものの販売事業は経済産業大臣	①表示事項（極板の材質がPb、Ni-Cd、Ni-MH又はLi-ionである旨）。 ②遵守事項（様式、表示方法等）。

6

指定再資源化製品（法第26～33条）

事業者による回収・リサイクルを行うべき製品

<パソコン、小形二次電池（密閉形蓄電池）>

指定再資源化製品に係る措置の必要性

消費者や製品の使用者等から排出される使用済製品の中には、ビール瓶、飲料用缶、新聞雑誌等の古紙、牛乳パック、古着、くず鉄など、民間独自の回収・再資源化システムが構築され、再生資源の利用が図られているものもあります。

一方、事業者の独自性、自律性のみでは回収が円滑に行われないものについては、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法のように関係者の役割分担をして義務を法的に設定することが必要です。

事業者独自の回収が行われている製品の中でも、回収・再資源化の実効性が十分でないために、その再生資源が有効に利用されていないものも多くあります。このため、利用の促進を図る措置をすることが必要な製品であって、事業者が自ら回収し、再資源化することが可能な製品については、事業者に自主回収及び再資源化の「判断の基準」を示し、取組を促進することが必要です。

このため、法により「指定再資源化製品」に係る措置をとることとしてあり、主務大臣は省令により、自主回収、再資源化の目標および市町村との連携等に関し「判断の基準」となる事項を製品ごとに定めています。

判断の基準の概要

- ・ 自主回収場所の指定等、自主回収の実効を確保するために必要な措置をする。
- ・ 再資源化の目標（下記）を定める。
- ・ 再資源化の実施方法。
- ・ 市町村から使用済指定再資源化製品の引取りをするための条件をあらかじめ公表し、求められたら引取る。
- ・ 関係法令の遵守、自主回収および再資源化に係わる安全性を確保すること等が求められています。

再資源化の目標（下記の値を下回らない範囲内）

（重量基準）

・ パソコン（平成15年度までに達成）		・ 密閉形蓄電池	
デスクトップ形パソコン	50%	密閉形鉛蓄電池	50%
ノートブック形パソコン	20%	密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池	60%
ブラウン管式表示装置	55%	密閉形ニッケル・水素蓄電池	55%
液晶式表示装置	55%	リチウム蓄電池	30%

再資源化率＝ $\frac{\text{中古製品、部品として再利用された重量} + \text{材料として再利用された重量}}{\text{使用済みパソコンの回収重量}}$

再資源化率＝ $\frac{\text{再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量}}{\text{使用済み密閉形蓄電池の回収重量}}$

指定再資源化製品に指定された製品

- パソコン
- 小形二次電池（密閉形蓄電池）〔密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池）、リチウム蓄電池〕

現在、上記の2品目が指定再資源化製品に政令で定められています（表－6）。これらの製品の製造事業者等（指定再資源化事業者）は主務大臣の定める「判断の基準」に従い、再生資源または再生部品の利用を

促進することが義務づけられています。

指定再資源化製品（密閉形蓄電池）を部品として使用する製品

●電源装置、電動工具、電気気泡発生器、電動式がん具等29品目

密閉形蓄電池を部品として使用する上記の29品目（表－6－2）について、これらの製品の製造または自ら輸入したものの販売の事業を行う者（指定再資源化事業者）は主務大臣の定める「判断の基準」に従い、密閉形蓄電池について再生資源または再生部品の利用を促進することが義務づけられています。

例えば、密閉形蓄電池使用製品（電源装置等29品目）の製造事業者は

- ・製品の部品として使用された後の使用済密閉形蓄電池の自主回収場所の指定、回収ボックスの設置等をして自主回収。
 - ・使用済密閉形蓄電池を自主回収したときは、遅滞なく使用済密閉形蓄電池の製造等をした事業者に引き渡す。ただし、自らまたは他の者に委託して使用済密閉形蓄電池の再資源化をしてもよい。
- 等をしなければなりません。

勧告及び命令 <法第三十三条>

主務大臣は、指定再資源化事業者であって、その製造若しくは販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する第二十六条第一項の政令で定める製品の生産量若しくは販売量が政令で定める要件に該当するものの当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化が同項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 指定再資源化事業者は、単独または共同で使用済指定再資源化製品の自主回収および再資源化を実施しようとするときは、申請書等を提出して、判断の基準となる事項や実施する者が省令で定められた基準等に適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができます（認定指定再資源化事業者）。（法第27条）
- 主務大臣は、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収および再資源化について指導および助言をすることができます。（法第32条）

また、指定再資源化事業者であって、製品の生産量または販売量が政令で定める要件（表－6、表－6－2に記載）に該当し、自主回収および再資源化が「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは、必要な措置をとるよう勧告することができ、従わなかったときはその旨を公表できます。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できます。（法第33条）

表-6 指定再資源化製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象となる生産量 又は 販売量・台数
パーソナルコンピュータ (その表示装置であって ブラウン管式又は液晶式 のものを含む。重量が1 キログラム以下のものを 除く。)	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	①自主回収の実効の確保 その他実施方法。 ②再資源化の目標。 ③再資源化の実施方法。 ④市町村との連携。 ⑤自主回収及び再資源化 に係る安全性を確保。 等	その事業年度における パーソナルコンピ ュータの生産台数又は 自ら輸入したパー ソナルコンピュータの 販売台数が10,000台 以上
密閉形蓄電池(密閉形鉛 蓄電池(電気量が234キ ロクーロン以下のものに 限る)、密閉形アルカリ 蓄電池又はリチウム蓄電 池をいい、機器の記憶保 持用のものを除く。)			その事業年度における 密閉形蓄電池の生 産量又は自ら輸入し た密閉形蓄電池の販 売量が200万個以上

表-6-2 指定再資源化製品を部品として使用する製品

電 源 装 置	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	使用済密閉形蓄電池に ついて、 ①自主回収の実効の確保 その他実施方法。 ②再資源化の目標（密閉 形蓄電池使用製品製造 事業者が自ら使用済密 閉形蓄電池の再資源化 を行う場合）。 ③自主回収及び再資源化 に係る安全性を確保。 等	1,000台以上
電 動 工 具			10,000台以上
誘 導 灯			10,000台以上
火 災 警 報 設 備			1,000台以上
防 犯 警 報 装 置			10,000台以上
自転車（人の力を補うため電動機を 用いるものに限る）			1,000台以上
車 い す（電動式のものに限る）			1,000台以上
パーソナルコンピュータ （その表示 装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）			10,000台以上
プ リ ン タ ー			10,000台以上
携 帯 用 デ ー タ 収 集 装 置			10,000台以上
コ ー ド レ ス ホ ン			2,000台以上
フ ァ ク シ ミ リ 装 置			5,000台以上
交 換 機			1,000台以上
携 帯 電 話 用 装 置			10,000台以上
M C A シ ス テ ム 用 通 信 装 置			1,000台以上
簡 易 無 線 用 通 信 装 置			1,000台以上
ア マ チ ュ ア 用 無 線 機			1,000台以上
ビ デ オ カ メ ラ			10,000台以上
ヘ ッ ド ホ ン ス テ レ オ			10,000台以上
電 気 掃 除 機			10,000台以上
電気かみそり（電池式のものに限る）			10,000台以上
電 気 歯 磨 機			10,000台以上
非 常 用 照 明 器 具			10,000台以上
血 圧 計	10,000台以上		
医 薬 品 注 入 器	1,000台以上		
電 気 マ ッ サ ー ジ 器	10,000台以上		
家 庭 用 電 気 治 療 器	10,000台以上		
電気気泡発生器（浴槽用のものに限る）	10,000台以上		
電動式がん具（自動車型のものに限る）	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	10,000台以上	

指定副産物に係る措置の必要性

副産物は、発生量が大きなものとなるとともに、利用されなかった副産物が廃棄物として大量に排出されますが、処分場の不足が顕在化し、不法投棄等の社会問題も生じています。副産物を再生資源として利用するには、事業者において発生する副産物の再生資源としての利用を容易にする措置を行うことが必要です。

このため、法による特定省資源業種の措置に併せて、法においてエネルギーの供給又は建設工事に係る「指定副産物」についての措置を行うこととしています。主務大臣は省令により、事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する「判断の基準」となる事項を副産物ごとに定めています。

判断の基準の概要

副産物によって大きく差異がありますが、
・再生資源利用促進計画を作成し、実施状況を記録すること等が定められています。

指定副産物

- 石炭灰（電気業）
- 土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材（建設業）

現在、上記の2副産物が指定副産物に政令で定められています（表-7）。工場や工事現場等でこれらの副産物が発生する事業を行う者（指定副産物事業者）は、主務大臣の定める「判断の基準」に従い、副産物に係る再生資源の利用を促進することが義務づけられています。

例えば、建設工事事業者は

- ・建設発生土（土砂）を工事現場から搬出する場合には、建設発生土の性質を区分（砂・れき、砂質土・れき質土、粘性土 等）する。
 - ・工事現場で分別し、破碎または切断した後、再資源化施設に搬出。
 - ・体積が1,000m³以上の建設発生土、またはコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材であって、これらの合計重量が200トン以上を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ種類ごとの搬出量等を定めた再生資源利用促進計画を作成し、実施状況を記録して、計画および記録を建設工事完成後1年間保存。
- 等をしなければなりません。

勧告及び命令 <法第三十六条>

主務大臣は、指定副産物事業者であって、その供給に係るエネルギーの供給量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進が第三十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定副産物事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定副産物事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定副産物事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定副産物事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

● 主務大臣は、必要があるときは指定副産物事業者に対し、再生資源の利用を促進するために指導および助言をすることができます。（法第35条）

また、指定副産物事業者であって、**電力供給量または建設工事施工金額が政令で定める要件**（表一七）に該当し、指定副産物の利用促進の取り組みが「判断の基準」に照らして著しく不十分であるときは、必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告に従わなかったときはその旨を公表できることとなっています。さらに、審議会等で意見を聴いて、その事業者に対し必要な措置をとるよう命令できることとなっています。（法第36条）

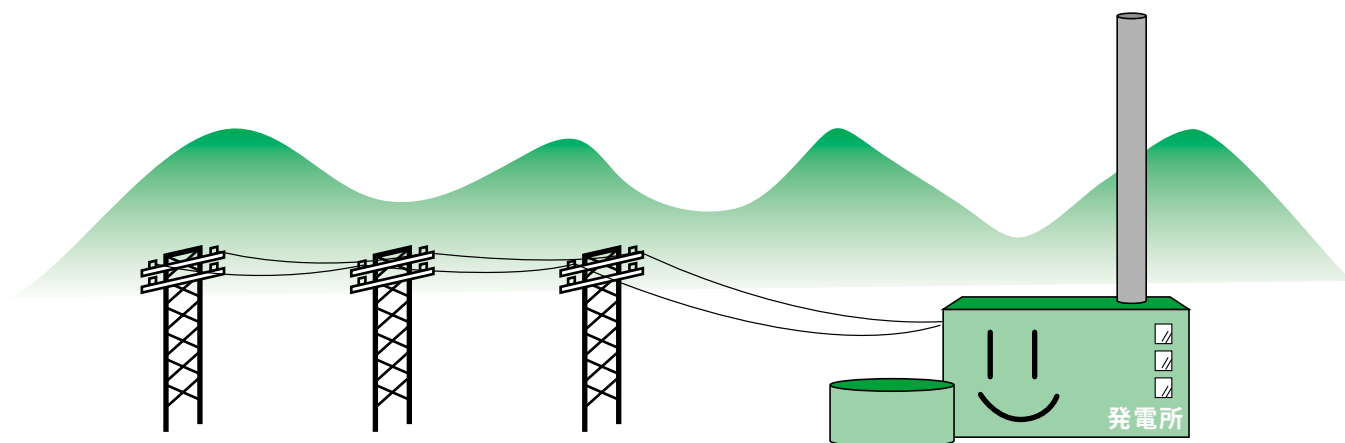


表-7 指定副産物

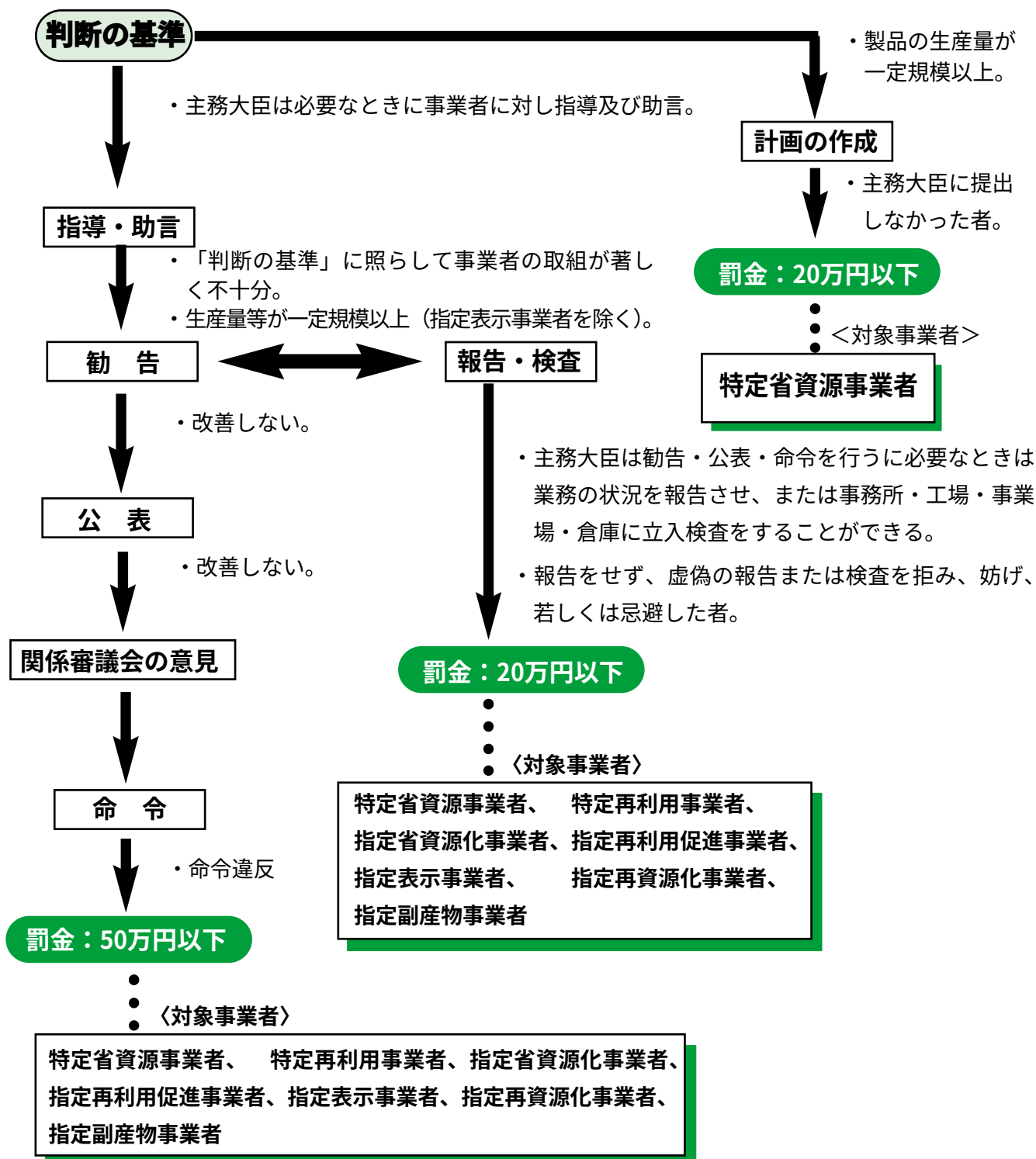
副産物	業種	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象
石炭灰	電気業	経済産業大臣	①用途に応じた製品となるよう、規格又は仕様に従って加工。 ②設備の整備。 ③技術の向上。 ④石炭灰利用促進計画を作成し、計画の実施状況を記録。 等	年間の電力の供給量が1億2千万キロワット時以上
土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	建設業	国土交通大臣	①建設発生土の搬出にあたっては、性質を区分。 ②工事現場で指導、副産物の分別、破碎を行い、再資源化施設を活用。 ③工事ごとに再生資源利用促進計画を作成し、計画の実施状況を記録。 等	年間の建設工事の施工金額が50億円以上



Ⅱ．資源有効利用促進法

第3章 罰則（行政措置）

法に基づいて具体的な責務が課せられた業種・製品の対象事業者は、取組が「判断の基準」に照らして、著しく不十分な場合には、指導・助言、勧告、公表、命令、罰金の行政措置が取られ、規定による命令に違反した者は、「50万円以下」の罰金に課せられます。また、罰則は、規定による計画書の提出、業務状況の報告をしなかった者等についても、「20万円以下」の罰金に処すと規定してあります。なお、法人の代表者または法人等の従業員が違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人等に対して刑が科せられます。（法第42～44条）



III. 3Rの事例

次に代表的な製品、業種別に見た場合の3Rの事例を紹介します。

1. 家電製品 <指定省資源化製品>リデュース配慮設計 (26~28ページ参照) <指定再利用促進製品>リサイクル配慮設計 (29~32ページ参照)

家電製品のうち、「エアコン」、「テレビ」、「電気冷蔵庫」、「電気洗濯機」については、平成10年制定、平成13年完全施行の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づき、再商品化等が実施されています。家電リサイクル法における「再商品化等」とは、廃棄物の「再商品化」と「熱回収」の2通りがあります。さらに、「再商品化」は、材料の組成等をそのまま活用する「材料リサイクル」と化学的処理を行った上で活用する「ケミカルリサイクル」の2種類に分けることができます。一方、「熱回収」とは、廃棄物となったものから分離した部品および材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供するものあるいはその可能性のあるものを熱を得ることに利用することを言います。

○再商品化の基準（部品・材料のリサイクル率、家電リサイクル法施行令）

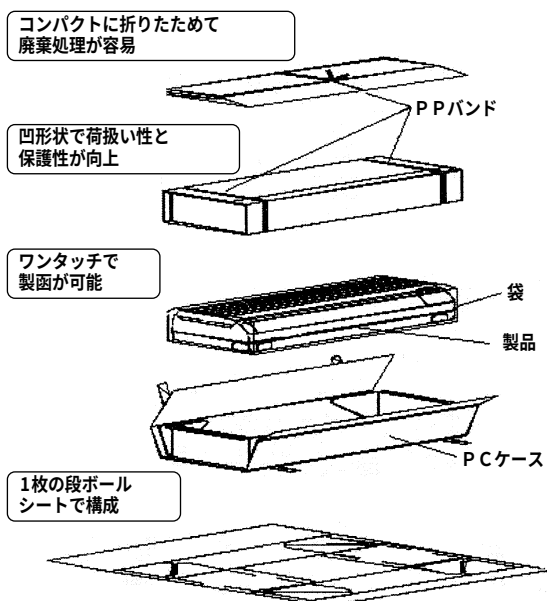
①エアコン	60%以上
②テレビ	55%以上
③電気冷蔵庫	50%以上
④電気洗濯機	50%以上

$$\text{再商品化率} = \frac{\text{再商品化された部品・材料の重量}}{\text{引き取った特定家庭用機器廃棄物の重量}}$$

A社では平成3年から製品アセスメントを作成し、全製品・部品を対象に製品アセスメントを実施しています。

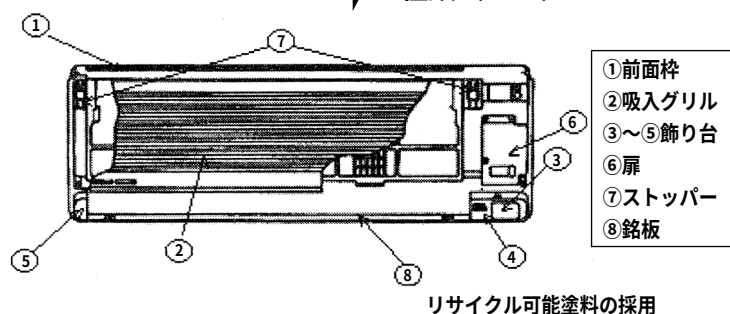
エアコンを対象に実施した例では、5つであったプラスチック材料種を統合し1種類（P S）としてリサイクルを容易にしました。また、緩衝材を廃止した新方式の包装を開発しました。これは一枚の段ボールシートで製品を包み込み、ワンタッチで製函と同時に製品を包装、両側面に凹形状を設け荷扱いの容易化・保護性を向上するもので、使用後はコンパクトに折りたたみリサイクルし易く、開梱・再梱包作業が容易となりました。この結果、材料費48%、作業費50%、物流費12%、使用量30%の削減となりました。

新方式包装



材料種の統合

5 ➡ 1種類（P S）



2. パソコン <指定省資源化製品>リデュース配慮設計 (26～28ページ参照)
<指定再利用促進製品>リユース配慮設計、
リサイクル配慮設計 (29～32ページ参照)
<指定再資源化製品>事業者の回収リサイクル (37～39ページ参照)

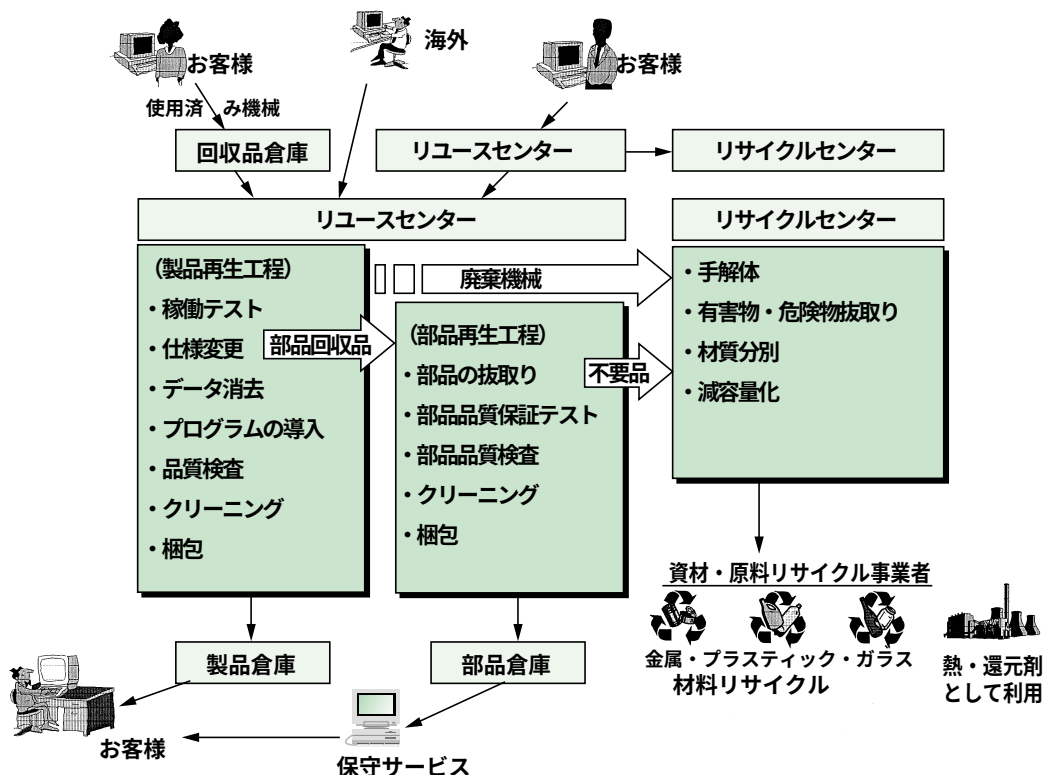
パソコンメーカー等で構成される（社）電子情報技術産業協会では、平成12年9月に3Rの考え方を反映させた「環境設計アセスメントガイドライン改定版」を策定し、3Rの普及・促進を図っています。

A社では、まず製品の長寿命化、機能追加、スリム化等を図り（リデュース）、使用済パソコンについては、製品や部品の再使用（リユース）を図っています。廃棄されたものについては、効率的なリサイクル・適正処理を目指して、全国2カ所に設置したリサイクルセンターでの活動、ユーザーへのリサイクル支援サービス等を行っています。

また、ユーザーから下取りした使用済製品をリユース等にも図る事業を行っています。回収されたパソコンは、リサイクルセンターに送られ、稼働テスト、機能追加、データ消去等を行い、中古製品として販売されます。製品としてリユースできないものは、部品を取り外し、補修用等に再使用を図っています。さらに、残りの部品についてはリサイクル・適正処理を行います。

Reduceの例	Reuseの例	Recycle・廃棄処理
長寿命化 ・HDD、メモリーの大 容量化 ・オプション・スロット、 ベイの装備による拡張 性確保 ・長期間保守サービス ・製品世代間のデザイン の統一 機能追加 ・ソフトのバージョンア ヅップ対応 ・新機能ソフト開発 ・アップグレード・サー ビス スリム化 ・シェイプアップ・サー ビス （オプション化） ・電子マニュアル（紙マ ニュアルの廃止） ・製品包装の簡素化	製品 ・中古販売 ・レンタルPC ・PC使用のサービス化 部品 ・保守パーツ ・中古製品の再整備用部 品 パッケージング ・通い箱配送	鉄、銅、アルミニウム、貴 金属 ・金属材料として再利用 ガラス ・ブラウン管原料や断熱 材として再利用 ・金属精錬用資材として 再利用 プラスチック ・素材として再利用 ・高炉還元剤として再利 用 ・熱源として再利用 紙・木・ゴム・布等 ・素材として再利用 ・熱源として再利用 有害物 ・無害化・安定化後最終 処分

パソコンのリユース・リサイクルプロセス



3. 複写機 <特定再利用業種>リユース部品使用 (23～25ページ参照) <指定再利用促進製品>リユース配慮設計 (29～32ページ参照)

複写機の国内出荷台数は、2001年実績で約66万台／年となります。

ある複写機メーカーでは、部品のリユースを目的に、リユースに配慮した設計を行っています。このリユースに配慮した設計は、解体の容易性、部品の共通化、材料の選定など、130項目におよぶ設計要求項目を明記した設計ガイドラインを用意し、リユース部品を増やすために、長寿命設計、分離設計、強度設計などに取り組んでいます。また、リサイクル性を高めた事例を集めたマニュアルの作成やデータベースへの情報の蓄積により、つねに設計者が情報を共有でき、最新技術成果が設計に反映される体制が整えられています。

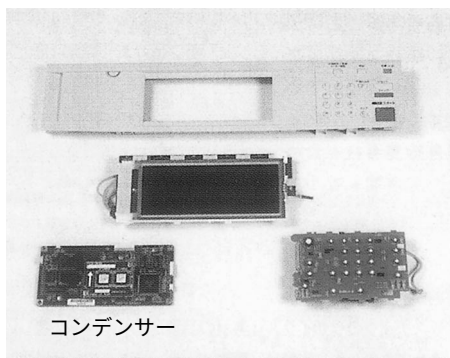
また、部品メーカーや素材メーカーとの連携を強めるために、部品や素材調達のためのガイドラインを制定しています。これは、メーカーが保有する設計ノウハウの開発・委託先での導入を求めること、部品寿命の情報の提供や再利用を可能にする修理技術を共同で開発すること、生産委託先にもリユース部品や素材の積極採用を求めることを目的にしたものです。

このような取組等により2000年実績のリサイクルパーツ使用商品機種数は、単年で12機種、累計では前年度比29%増の54機種となり、リサイクルパーツ使用商品生産台数(累計)は14万台となりました。部品リユース率は、50% (部品点数比) となっています。

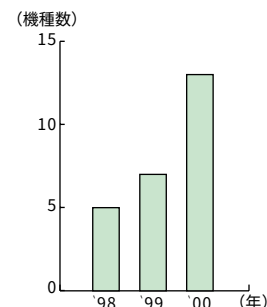
3 R 設計 指 針

長寿命設計	再使用できるように部品を長寿命化する
分離設計	短寿命部品のみを分離して、もれなく再使用する
強度設計	使用・回収・再生作業時における部品の損傷を最小にする
分解設計	解体・材料分別のために分解しやすい設計とする
再使用可能な材料の使用	材料リサイクルができるように再材料化が可能な材料を選択する
設計の共通化	他機種／後継機種で再使用できるように共通化する

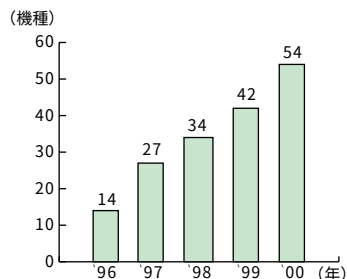
分離設計事例(コントロールパネル)



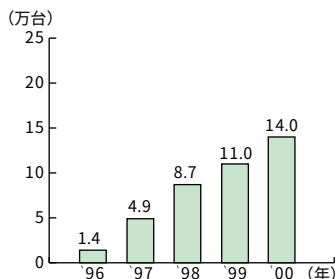
リユース設計適用機種数



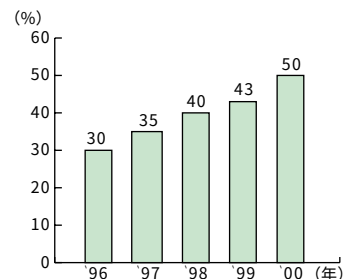
リサイクルパーツ使用商品機種数(累計)



リサイクルパーツ使用商品生産台数(累計)



部品リユース率(部品点数比)

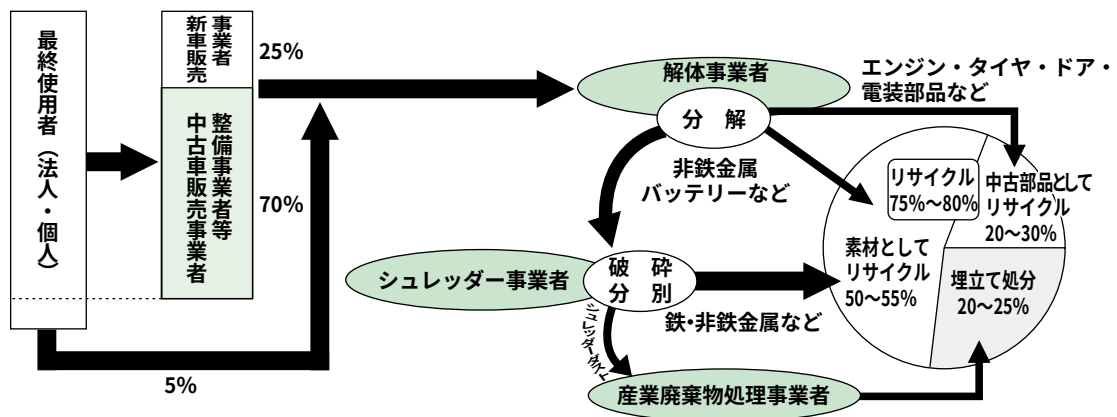


4. 自動車 <指定再利用促進製品> リユース配慮設計、 リサイクル配慮設計 (29～32ページ参照)

現在、国内で発生する使用済み自動車は、年間約500万台程度ありますが、その回収率は概ね100%で、再資源化率は75～80%に達しています。

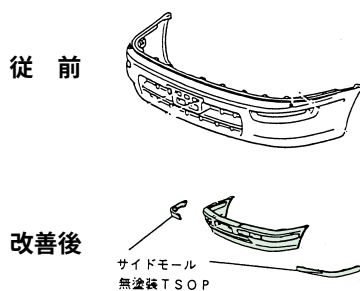
ある自動車メーカーではリユース・リサイクルに配慮した設計を取り入れ、一例にバンパーの材質をリサイクル性に優れた熱可塑性樹脂とし、損傷しやすいバンパーコーナー部をサイドモールディングとするとともに無塗装としています。また、他の例として従来型ではインストルメントパネル（インパネ）全体を発泡ウレタン塩化ビニルで覆う複合構成とし裏面に空調ダクトを取付けていましたが、リサイクル配慮設計に変えてインパネ、空調ダクト、断熱用パッドおよびシール材の全てをポリプロピレン樹脂（PP）として、組付けは振動溶着とし同一材質としています。さらに、インパネは、ボディへの取付け位置・構造を見直してボルト数を約2分の1に削減されています。

使用済み自動車のリサイクルフロー

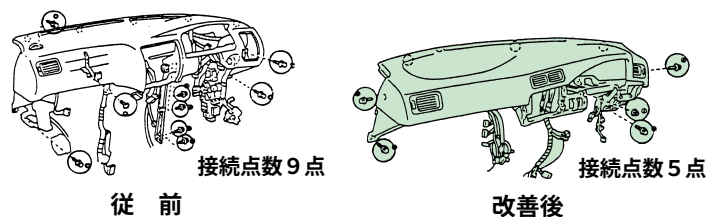


（資料提供（社）日本自動車工業会）

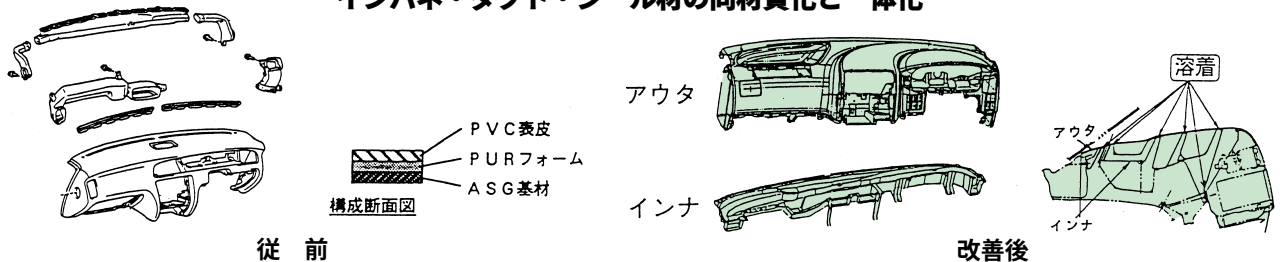
バンパーの損傷しやすい部分を別部品化



インパネの締結点数の減少



インパネ・ダクト・シール材の同材質化と一体化



5. PETボトル＜指定表示製品＞分別回収するための識別表示マーク（33～36ページ参照）

PETボトルは原料がポリエチレンテレフタレート [Poly(ethylene terephthalate)] という樹脂であり、頭文字をとってPETといわれています。このPETは石油からできる原料を高温・高真空中で化学反応させてつくる樹脂の一つです。PETボトルは昭和52年にしょう油びんに採用されて以来、広く普及しており、平成12年のPETボトル用出荷PET樹脂は食品用に378千トン、非食品用に23千トン、総計401千トンと増加しています。

消費者が廃棄したPETボトルにPET以外のものが混入していると再製品化することが困難であり、PETボトルには分別回収を容易にするための識別表示（材質表示）マークをつけることが事業者には義務付けられています。飲料、しょう油、酒類用のPETボトルには「PET」、これら以外の用途のPETボトルには「プラスチック」の識別表示マークをつけねばなりません。また普通、PETボトルは本体以外に、キャップ、ラベルに異なる材質の材料が使われており、これらを再資源化するためにそれぞれの表示が必要です。

分別回収は平成2年に3自治体で始まり、平成8年には148自治体となり、容器包装リサイクル法の施行により平成13年12月には全国2,605市町村に広がっています。平成12年のPETボトル生産量は36万トンであり34.5%が回収されていますが、分別回収された廃PETボトルは指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）と契約を結んでいる再生処理工場では再生PET樹脂にされた後、繊維製品（オフィス・ワーキングウェア、帽子等）、シート製品（贈答品ケース、果物トレイ等）、射出成形製品（コンテナ、文房具等）、ボトル製品（洗剤、化粧品等の非食品用）等に再商品化されています。

PETボトルの用途と識別表示マーク

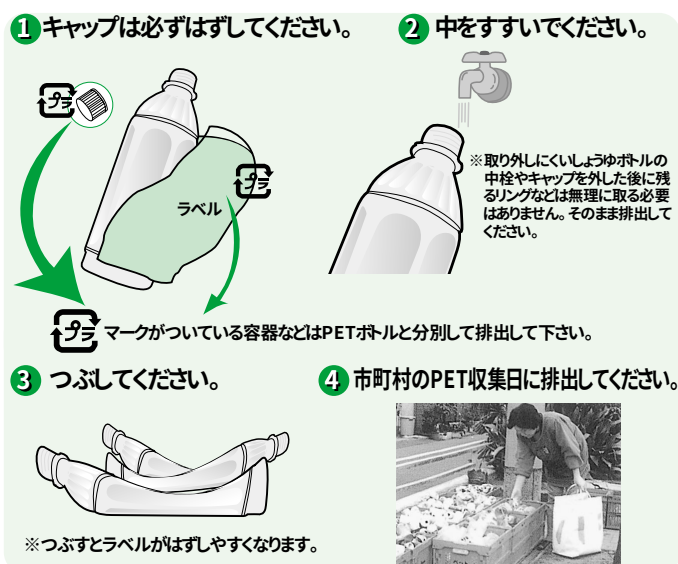
用 途	使 用 例	識別表示マーク
飲 料 し ょ う ゆ 酒 類	ジュース、炭酸飲料、ミネラルウォーターなど しょうゆ 焼酎、本みりん、清酒、洋酒など	 PET
調 味 料 食 用 油 洗剤、シャンプー 化 粧 品 医薬品、その他	ソース、ドレッシング、つゆなど 食用油など 台所用液体洗剤、シャンプーなど クリーム、ヘアトニックなど 目薬、うがい薬など	

PETボトルの回収量実績および回収率

	生産量 (t)	回収量 (t)	回収率 (%)
平成7年	142,110	2,594	1.8
8年	172,902	5,094	2.9
9年	218,806	21,361	9.8
10年	281,927	47,620	16.9
11年	332,202	75,811	22.8
12年	361,944	124,873	34.5

生産量はペットボトル（飲料、しょう油、酒類）

PETボトルの識別表示と分別回収



（以上資料提供 PETボトルリサイクル推進協議会）

6. 鉄鋼業 <特定省資源業種> 副産物のリデュース・リサイクル (20~22ページ参照)

スラグは平成12年度に、高炉スラグ2,307万トン、製鋼スラグ1,411万トン、合計3,718万トンが副産物として生産され、そのほとんどである3,659万トンがセメント用、道路用、土木用、コンクリート骨材用などに再利用されています。

また、業界あげての新たな用途の開発の一例として（社）日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、鐵鋼スラグ協会は電気炉製鋼工程で生産される電気炉酸化スラグのコンクリート骨材としての利用を進めており、その用途の一つとして消波ブロックを開発中です。

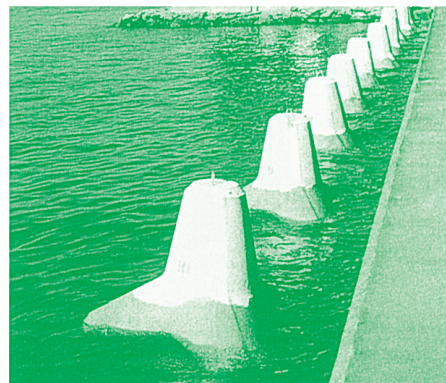
一般に消波ブロックは水の浮力に耐え、その重量で波の力に対抗するものです。電気炉酸化スラグ骨材は鉄酸化物含有量が高いため、これを用いた消波ブロックは重量が天然骨材の2倍以上であり、半分の容積で天然骨材と同じ効果が期待できます。

鉄鋼スラグの主な特性と用途

		特 性	用 途
高炉スラグ	徐冷スラグ	・水硬性、大きい支持力 ・非反応性 ・低アルカリ ・肥料成分 (CaO、SiO₂)	道路用（路盤材） コンクリート用粗骨材 セメントクリンカー原料 珪酸石灰肥料（ケイカル）
	水砕スラグ	・潜在水硬性 ・低アルカリ ・軽量、内部摩擦角大、透水性大 ・塩分を含まない人工砂 ・肥料成分 (CaO、SiO₂)	高炉セメント原料、ポルトランドセメント混合材 コンクリート混和材、セメントクリンカー原料 土工用材（裏込、覆土、盛土、路床改良材、サンドドレーン材、排水層等） コンクリート用細骨材 珪酸石灰肥料（ケイカル）及び土壌改良材
製 鋼スラグ		・水硬性、大きい支持力 ・FeO、CaO、SiO₂分 ・肥料成分 (CaO、SiO₂、MgO、FeO) ・内部摩擦角大	道路用（路盤材） セメントクリンカー原料 肥料及び土壌改良材 港湾工事事用材料（サンドコンパクション材料）

（資料提供 鐵鋼スラグ協会）

スラグ利用消波ブロックの敷設状況



（資料提供 （社）日本鉄鋼連盟）

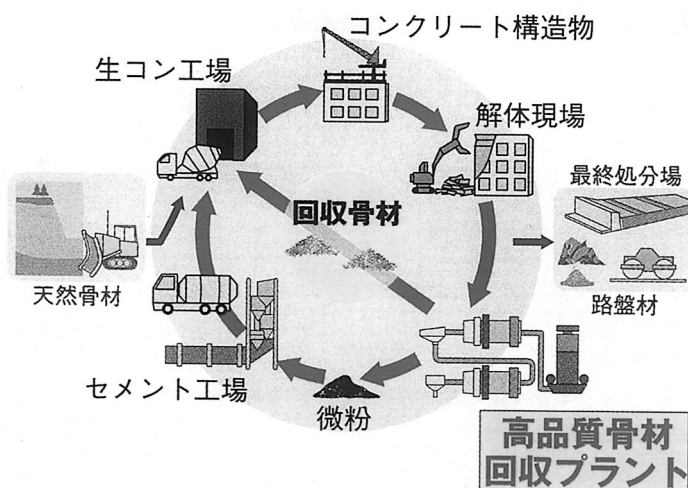
7. 建設業 <特定再利用業種>リサイクル材使用 (23~25ページ参照)
<指定副産物>副産物リサイクル促進 (40~42ページ参照)

廃コンクリート塊は平成7年現在、全国で3,600万トン発生し、2,400万トンが再利用されていますが、その用途は路盤材に限定されています。平成12年に成立した建設資材リサイクル法では、分別解体・再資源化の実施義務を要する品目の一つにコンクリートが指定されています。

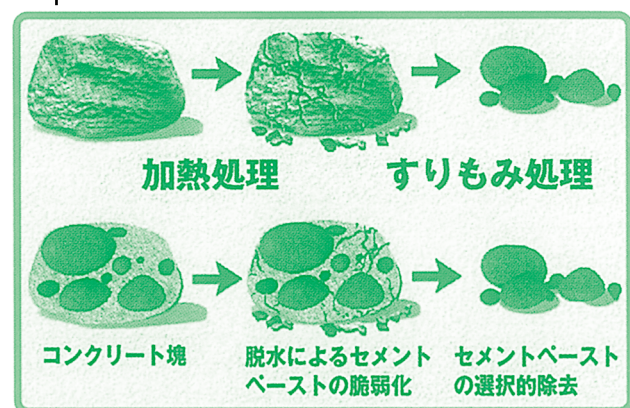
A社では、独自の「加熱・すりもみ方式」により、廃コンクリートから高品質な再生骨材（粗骨材、細骨材）を回収する技術の開発に取り組んできました。この技術は、コンクリート塊を約300℃に加熱し、セメントペースト部分を脆弱化させた後、チューブミルにてすりもみ処理を行うことで、セメントペーストを骨材表面から取り除き、普通骨材と同等品質の粗骨材と細骨材を歩留まり良く回収するものです。

回収した再生骨材は、建築構造用再生骨材として（財）日本建築センターの認定を第一号として取得し、構造用コンクリートへの適用が可能となりました。

資源循環型コンクリート再利用システム



加熱すりもみのメカニズム



IV. その他

1

産業構造審議会産業廃棄物リサイクル小委員会「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」

産業構造審議会

品目別・業種別 廃棄物処理・リサイクルガイドライン

平成2年12月に事業者がリデュース・リユース・リサイクル容易な製品の設計・製造、アセスメントを行い、廃棄物の発生抑制、リユース・リサイクル率向上を図るための目標となるべきガイドラインが産業構造審議会によりはじめて策定されました。

その後、フォローアップ改定が行われ、平成13年7月現在、18業種、35品目についてのガイドラインが設定されており、3R関連法の対象品目・業種についての実施指針、および法の対象以外の品目・業種についての自主取組が推進されています。

●品目別ガイドライン（35品目）

紙	ガラスびん	スチール缶	アルミ缶等
プラスチック	自動車	オートバイ	タイヤ
自転車	家電製品	スプリングマットレス	大型家具
カーペット	布団	乾電池	小形二次電池等
自動車用鉛蓄電池及び 二輪車用鉛蓄電池	カセットボンベ	エアゾール缶	小型ガスボンベ
消火器	ぱちんこ遊技機等	パーソナルコンピュータ 及びその周辺機器	複写機
ガス・石油機器	繊維製品	潤滑油	電線
建設資材	浴槽及び浴室ユニット	システムキッチン	携帯電話・PHS
蛍光管等	自動販売機	レンズ付フィルム	

●業種別ガイドライン（18業種）

鉄鋼業	紙・パルプ製造業	化学工業	板ガラス製造業
繊維工業	非鉄金属製造業	電気事業	自動車製造業
自動車部品製造業	電子・電気機器製造業	石油精製業	流通業
リース業	セメント製造業	ゴム製品製造業	石炭鉱業
ガス業	工場生産住宅製造業		

（詳細は 経済産業省ホームページ、
（財）クリーン・ジャパン・センター発行のパンフレット「廃棄物処理リサ
イクルガイドライン」）

1 補助金制度

■ 創造技術研究開発費補助金制度

制度の目的	中小企業が自ら行う新製品、新技術等に関する大きな規模の研究開発について、その開発に要する経費の一部を補助することによって、中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技術改善を図る。
補助対象者	● 中小企業基本法（昭和32年法律第154号）第2条に規定する中小企業者 ● 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条1項に規定する中小企業団体（火災共済共同組合、信用組合および同組合連合会ならびに商工連合会は除く） ● 特定の法律によって設立された組合およびその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業である団体 ● 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定された社団法人または財団法人であって、当該法人の直接または間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条の規定する中小企業者である団体
補助対象事業	中小企業が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発を行う事業
補助率等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助額：1件当たり100万円以上4,500万円以下
問合せ先	各経済産業局 産業技術課

■ 循環型社会構築促進技術実用化補助事業制度

制度の目的	3 R技術の実用化開発に取り組む事業者に対し補助を行い実用化開発を支援する。
対象事業者	民間企業等
対象となる事業	循環型社会の構築に対する3 R技術で補助期間終了後に1～3年程度で実用化できる技術開発事業
補助期間	2～3年
補助率	2/3以内（1事業当たり、補助金の上限は1億円）
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）研究開発業務部研究業務室 電話03 - 3987 - 9326

2 融資制度

■ 中小企業金融公庫（中小企業対象）

貸付資金限度額	直接貸付：7億2千万円 代理貸付：一般貸付の他1億2千万円
貸付金利	基準利率（2.3% 期間10年の場合）ただし、特定の要件に該当する場合は特別利率②（1.75% 期間10年の場合）又は特別利率③（1.5% 期間10年の場合）（平成14年3月15日現在）
問合せ先	中小企業金融公庫東京相談センター 電話 03-3270-1260
対象事業	- 産業廃棄物処理施設 - 廃棄物排出抑制のために必要な施設 - 廃棄物を製品等として利用するために必要な施設 - リデュース・リユース・リサイクルへの取組が必要となる分別、保管、収集、運搬等の用に供する施設

■ 国民生活金融公庫（中小企業対象）

貸付制度	環境対策貸付*（公害防止資金にかかるリサイクル製品等）
貸付資金限度額	直接貸付：7千2百万円（運転資金は4千8百万円）
貸付金利	基準利率2.3%～2.5% ただし、一定の要件に該当する場合は特別利率②又は③（平成14年3月15日現在）
問合せ先	国民生活金融公庫東京相談センター 電話 03-3270-4649
対象設備	中小企業金融公庫と同じ

*平成14年4月1日より環境・エネルギー対策貸付

■ 日本政策投資銀行（中小企業以外対象、沖縄振興開発金融公庫も同様）

	対 象 事 業	金 利	融資比率
対 象 事 業	(1) リデュース・リユース・リサイクル		
	① リデュース事業 廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に係わる資源効率を高めるための施設	政策金利Ⅰ	40%
	② リユース事業 使用済製品等を再利用するために、当該使用製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設（リターナブル容器包装を含む）	政策金利Ⅰ	40%
	③ リサイクル事業 使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備	政策金利Ⅲ	40%
	(2) リサイクル・リユース品普及促進		
	リユース・リサイクル品を利用する設備投資法令等において、その普及促進の必要性が定められているリユース・リデュース品を利用する設備投資（リサイクル資材を利用する建築物の整備を含む）	政策金利Ⅱ	40%
	(3) 適正な廃棄物処理を行うための施設整備		
関 合 先	適正な廃棄物処理を行うための施設整備	政策金利Ⅱ	50%
	日本政策投資銀行環境エネルギー部 電話 03-3244-1620 沖縄振興開発金融公庫産業開発課 電話 098-941-1765		

* 対象事業はリサイクルに係わるもののみ抜粋

* ①～②のうち、リユース・リサイクルのために必要な使用済製品等の回収等に係わる施設整備及び法令等において推進する必要性が定められているリデュース・リユースに資する事業（リターナブル容器包装含む）については政策金利Ⅱ

（参考） 平成14年3月15日現在の金利体系（貸付期間10年（うち据置2年）の場合）

政策金利Ⅰ 1.70%

政策金利Ⅱ 1.55%

政策金利Ⅲ 1.40%

3 税制優遇措置

【リサイクル設備の特別償却（国税）】

■ 再商品化設備

対 象	●カレット窯業原料製造設備●古紙再生ボード製造設備
措置の内容	供用年度において普通償却のほかに取得価額の23/100の特別償却
適用 期間	平成8年4月1日～平成16年3月31日

■ 特定再生資源利用製品製造設備

対 象	●アルミニウム再生地金製造設備●エコセメント製造設備●再生紙製造設備●家庭用電気機器廃棄物再生処理設備
措置の内容	供用年度において普通償却のほかに取得価額の23/100の特別償却
適用 期間	平成8年4月1日～平成16年3月31日

■ 再生資源利用製品製造設備

対 象	●廃プラスチック類再生処理装置（型込成型機又は圧縮成型機、連続粉碎装置）
措置の内容	供用年度において普通償却のほかに取得価額の14/100の特別償却
適用 期間	平成8年4月1日～平成16年3月31日

【廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例（地方税）】

対 象	●廃プラスチック類再生処理装置●古紙再生処理装置（古紙脱墨装置、古紙漂白装置、＊古紙他用途利用製造設備）●ガラスくず処理装置●飲料容器回収処理装置●＊自動車部品再利用製造設備●一般廃棄物処理装置（たい肥化設備、燃料化設備）
措置の内容	取得後3年間3/4（＊については2/3）の課税標準特例

【廃棄物再生処理用設備に係る事業所税の課税標準の特例（地方税）】

措置の内容	資産割および新增設、従業者割について以下のとおり
対 象 期間	期限の定めなし
対 象	①容器包装リサイクル法に規定する特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者が再商品化の用に供する施設に対して、資産割及び新增設に係る課税標準を1/4とする ②容器包装リサイクル法に規定する特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者又は指定法人から委託を受けて再商品化を業として行う者及び指定法人が行う再商品化の業に供する施設に対して、資産割及び新增設に係る課税標準を1/4、従業者割に係る課税標準を1/2とする

4 民活法による支援措置

リサイクルに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（民活法）に基づく補助金、融資、基盤基金による債務保証等の支援措置を行っています。

＊ 民活法は技術革新、情報化および国際化の進展等の我が国経済社会を取り巻く内外の急速な環境変化に対応して、経済社会の基盤の充実に資する各種の施設（特定施設）の整備を民間事業者の資金力、経済力等を活用して促進することを目的とするものです。

(1) 支援対象施設の概要**【マテリアル・リサイクル施設】**（再生資源を原材料として利用して製品を製造する施設）**① 容器包装リサイクル法に規定する分別基準適合物の再商品化を行う施設****□ PETボトルリサイクル施設**

施設概要	PETボトルを原材料として、フレーク、ペレット、ポリエステル繊維又は解重合、精製等の工程を経て化学的にポリエステル原料を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣、環境大臣

□ 廃プラスチック油化施設

施設概要	PETボトル以外のプラスチック製容器包装を原材料として、再生油を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣、環境大臣

□ カレット他用途利用施設

施設概要	ガラスびんカレットを原材料として、タイル、人工軽量骨材等（ガラス容器を除く）の用途に利用される製品を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣、環境大臣

② エコセメントリサイクル施設

施設概要	都市ごみの焼却灰、自治体が乾燥処理した下水汚泥等を原材料として、セメントを製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣

③ 再生資源活用肥料化施設

施設概要	生ごみ、汚泥等の有機性廃棄物等を原材料として、肥料を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣

④ アルミニウム缶リサイクル施設

施設概要	回収された使用済みアルミニウム缶を原材料として利用してアルミニウム缶の製造の用に供するアルミニウム二次地金を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣

⑤ 古紙他用途利用施設

施設概要	古紙を原材料として利用して、古紙再生ボード、古紙破砕繊維物、パルプモールド等紙以外の製品を製造するための施設
主務大臣	経済産業大臣

【サーマル・リサイクル施設】**⑥ RDF発電・熱供給センター**

施設概要	RDF（ごみ固形化燃料）を利用して発電または熱供給を行う施設
主務大臣	経済産業大臣

(2) 民活法による支援措置

- ① 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金（民活補助金）で建設事業費（土地取得費を除く）の5%を補助
- ② 日本政策投資銀行等による出資
- ③ 日本政策投資銀行等によるNTT無利子・低利子融資
- ④ 産業基盤整備基金による債務保証
- ⑤ 産業基盤整備基金によるNTT低利融資に対する利子補給

(3) 問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話 03-3501-4978

リサイクル推進協議会

リサイクル推進協議会は、有限資源を大切に、かけがえのない地球を廃棄物による環境悪化から守るために、広く国民に対し再生資源の利用の促進に関する啓発普及を行うことを目的として、平成3年9月（1991年）に設立されました。その事業内容は次の通りです。

- ① リサイクル推進功労者等表彰の実施
- ② リサイクル推進月間事業の実施（講演会の開催、ポスターの作成等）
- ③ リサイクル啓発普及活動に関する情報の提供
- ④ リサイクルキャンペーンマークの普及

1 会員（50音順）

平成14年3月現在

アルミ缶リサイクル協会	社団法人 全国清涼飲料工業会	日本自動車輸入組合
板硝子協会	全国地域婦人団体連絡協議会	社団法人 日本自動車連盟
塩ビ工業・環境協会	全国畜産有機資源リサイクル協会	日本自動販売機工業会
財団法人 エンジニアリング振興協会	全国農林関連企業環境対策協議会	日本写真機工業会
財団法人 家電製品協会	全国パーク堆肥工業会	日本酒造組合中央会
ガラスびんリサイクル促進協議会	全国廃油処理事業協会	日本商工会議所
社団法人 関西経済連合会	社団法人 全国木材組合連合会	財団法人 日本消費者協会
財団法人 休暇村協会	全国味噌工業協同組合連合会	社団法人 日本消費生活アドバイザー・
財団法人 クリーン・ジャパン・センター	全日本寝具寝装品協会	コンサルタント協会
社団法人 経済団体連合会	電気事業連合会	日本醤油協会
社団法人 経済同友会	社団法人 電子情報技術産業協会	日本蒸留酒酒造組合
建設副産物リサイクル広報推進会議	社団法人 電池工業会	日本生活協同組合連合会
社団法人 建築業協会	社団法人 日本アスファルト合材協会	日本製薬団体連合会
財団法人 国立公園協会	社団法人 日本アルミニウム協会	日本繊維板工業会
財団法人 古紙再生促進センター	特定非営利活動法人 日本エコサイクル土壌協会	社団法人 日本即席食品工業協会
社団法人 産業と環境の会	社団法人 日本印刷産業機械工業会	日本チェーンストア協会
敷物協議会	社団法人 日本化学工業協会	社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
財団法人 自然公園美化管理財団	日本化学繊維協会	社団法人 日本鉄源協会
主婦連合会	社団法人 日本ガス協会	社団法人 日本鉄鋼連盟
酒類業中央団体連絡協議会	社団法人 日本硝子製品工業会	社団法人 日本鉄リサイクル工業会
消費科学連合会	財団法人 日本環境協会	社団法人 日本電機工業会
財団法人 食品産業センター	社団法人 日本罐詰協会	社団法人 日本道路建設業協会
社団法人 食品容器環境美化協会	社団法人 日本給食サービス協会	社団法人 日本時計協会

スチール缶リサイクル協会	日本経営者団体連盟	社団法人 日本土木工業協会
財団法人 石炭利用総合センター	社団法人 日本建材産業協会	社団法人 日本パン工業会
石油化学工業協会	社団法人 日本建設業団体連合会	日本百貨店協会
石油連盟	日本鉱業協会	日本フードサービス協会
社団法人 セメント協会	社団法人 日本工作機械工業会	日本プラスチック工業連盟
社団法人 全国家具工業連合会	日本ゴム工業会	社団法人 日本貿易会
全国牛乳パックの再利用を考える連絡会	日本再生資源事業協同組合連合会	社団法人 日本包装技術協会
全国牛乳容器環境協議会	社団法人 日本産業機械工業会	財団法人 日本容器包装リサイクル協会
全国漁業協同組合連合会	社団法人 日本施設園芸協会	日本洋酒酒造組合
社団法人 全国軽自動車協会連合会	社団法人 日本自動車工業会	社団法人 日本冷凍空調工業会
社団法人 全国建設業協会	社団法人 日本自動車整備振興会連合会	ビール酒造組合
全国商工会連合会	社団法人 日本自動車販売協会連合会	社団法人 プラスチック処理促進協会
全国食品リサイクル協会	社団法人 日本自動車部品工業会	

2 事務局

財団法人 クリーン・ジャパン・センター
 社団法人 食品容器環境美化協会
 財団法人 日本環境協会



Reduce Reuse Recycle

財団法人 クリーン・ジャパン・センターは

我が国初の廃棄物の減量化、処理および再資源化のための先導的事業を広範囲に展開することを目的とした公益法人として、経済産業省、日本商工会議所、経済団体連合会をはじめとする官民一体の支援のもと、昭和50年に設立されました。

近年、環境と資源の制約下、持続的発展を目指して「循環型社会の形成」が必要とされる等、当センターの役割がますます重要になっている中、国、地方公共団体、産業界、学会、消費者をはじめ多くの方々のご協力を頂きながら、3R－リデュース・リユース・リサイクル－関連技術の開発、調査・研究、環境3R情報の提供、啓発・普及の各事業および受託事業に取り組んでいます。

発行・編集

財団法人 **クリーン・ジャパン・センター**
〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル
TEL (03) 3432-6301 FAX (03) 3432-6319
<http://www.cjc.or.jp>

印刷・製本

日興印刷株式会社

※このパンフレットは国の補助を受けて作成したものです。
2001年度作成